

板橋区長 坂本 健 様

2021 年度予算編成に関する要望書提出にあたって

本日、日本共産党板橋区議団と同地区委員会は、2021 年度予算編成に関し、区政全般にわたる要望をまとめましたので、ここに提出いたします。

年頭から世界中に広まった新型コロナウイルスは、世界全体で感染者が 5000 万人を超え、120 万人以上の方が亡くなりました。感染拡大を防ぐために人々の行動は大きく制限され、世界的に経済が落ち込んでいます。日本でもその打撃は非常に大きく、GDP は年率にして 27.8%（4～6 月）も落ち込んでいます。コロナ禍によって職を奪われた人は、政府の発表だけでも 7 万人を超え、その多くが非正規労働者です。新型コロナを原因とする企業の倒産は全国で 693 件（帝国データバンク 11 月 10 日現在）に上り、今後更に増加することが懸念されています。

所得が増えず社会保障も削減され、そこにコロナ禍が追い打ちをかける中、区民生活において貧困が広がっています。高齢者や障害者、ひとり親家庭などの社会的に弱い立場の層だけでなく、非正規で働く女性や若者の貧困も深刻です。住民にとって一番身近な自治体による経済的支援は待ったなしに求められています。まさに自治体の使命・役割は、住民の福祉の向上を追求することにあります。区民を苦しめる政治に対し、地方自治体が歯止めとなって、区民に寄り添う政策の実現が求められています。

この間、行政サービスの削減や区民の負担増が強められる一方で、基金への積み増しと再開発事業を優先する姿勢が懸念されています。私たちは、区民の暮らし、福祉の向上を最優先することを求めます。

また、教職員、区職員の深刻な過重労働の解消も急務です。

一方、核兵器禁止条約に署名・批准する国が 50 カ国を超え、来年 1 月に発効しますが、唯一の被爆国

である日本は、条約の参加を拒み続けています。平和都市宣言を行っている自治体として、核廃絶への強いイニシアチブを区が発揮することが求められています。

この度の要望書は、区内の団体や個人の方々から広く意見をいただきまとめたものです。一つひとつしっかりとご検討いただき、新年度予算へ反映されることを要望いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

2020 年 11 月 18 日

日本共産党板橋区議会議員団

同 板橋地区委員会

<目 次>

☆ 重点要望 ☆	3
1. 区民参加・住民自治を貫き、民主的行財政運営を	8
2. 被害の最小化、予防を第一に、災害に備える	10
3. 高齢者福祉の充実	
を	12
4. 福祉・医療・保健衛生のいっそうの充実を	15
5. 安心して子どもを産み育てられる支援を	23
6. どの子ども大切にされる教育・社会教育の充実を	26
7. 雇用・中小商工業者、農業への支援の強化を	32
8. 安心して住み続けられるまちづくりを	
35	
9. 原発をなくし、自然エネルギー社会の実現へ	39
10. 地球温暖化防止、環境施策の推進を	41
11. 文化・スポーツ施策の充実	
を	43
12. 憲法第9条と平和都市宣言を活かす区政に	45
13. 地域要	
望	
	46

2021年度当初予算に対する重点要望

1. コロナ禍をふまえた区政運営に転換を

(1) 行財政運営について

- ・新型コロナウイルスの影響による区の財政難を口実に、区民施策の削減を行わないこと。
- ・徹底した情報公開と子どもを含めたすべての区民の区政への参画の機会を保障すること。また、パブリックコメントの実施期間を30日以上とすること。
- ・基金への積み立て優先をやめ、積極的に活用すること。
- ・現金給付事業をさらに拡充すること。
- ・国保年金課や福祉事務所の窓口委託、及び事業の民間委託の拡大を行わないこと。
- ・国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険各制度の保険料、区民税や保育料等について、滞納分及び延滞金を免除し、生活権を奪う差押えを行わないこと。また、滞納整理に当たっては、生活再建を前提とした対応を行うこと。
- ・エッセンシャルワーカーや感染者及び濃厚接触者に対し、差別や偏見を行わないよう区として発信すること。

(2) 職員に関して

- ・職員定数のあり方について、コロナや自然災害などの緊急事態の対応や特定事業主行動計画の目標、区として精神障害者・知的障害者を雇用することなどをふまえ、各課の職員体制を強化し、必要な人員を増やすこと。合わせて、執務スペースを拡大すること。
- ・職員の出退勤時間を客観的に把握し、恒常的超過勤務や長時間労働の解消や不払い残業をなくすこと。
- ・職場並びに管理職の男女均等配置の方針を持つこと。

(3) まちづくりについて

- ・未整備となっている都市計画道路については、道路建設の申請を行わないこと。
- ・大山のまちづくり、JR板橋駅及び西口市街地再開発、上板橋駅南口の再開発については、一旦凍結すること。また、高島平のまちづくりについては、公共施設整備計画を優先すること。当該事業の再検討にあたっては住民参画を保障すること。

(4) 公共施設の再編整備計画について

- ・旧保健所の跡地活用について、庁舎として建設を進めること。
- ・公共施設の再整備計画(エリアマネジメントおよび旧高七小周辺の公共施設)については、活動拠点を減らさず、区民にとって必要な機能と量を確認し、区民参画で計画を見直すこと。

(5)保健衛生の強化について

- ・PCR 検査について、検査対象を拡大し、自己負担の軽減を図ること。また、検査数及び陽性率の公表を月1回から週1回へと増やすこと。
- ・今後の流行に備え、マスク・消毒液等の衛生品やフェイスシールド・防護服等の資機材について、民間医療機関及び検査機関が適切に確保できるよう、区として提供体制を構築すること。
- ・民間検査機関及び医療機関に対し、検体検査に必要な機器の新たな導入や診療及び検査の減少などによる収入減に対し、区独自の補助を行うこと。
- ・保健所及び健康福祉センターについて、検査技師・保健師・看護師・医師を増やし、事務職員も含めた体制強化を図ること。

2. 分野別の政策について

(1)生活保護利用世帯および低所得世帯への支援について

- ・生活保護制度の利用増が見込まれることから、ケースワーカーや事務職員を増やし、執務スペースを確保すること。また、新たな福祉事務所や支所の設置を検討すること。
- ・2018年10月からの新基準によって、それまで受けられていた税金や国民健康保険料、介護保険料の減免・軽減制度、さらに就学援助が受けられなくならないよう引き続き対応すること。
- ・区としてエアコンの使用に伴う電気代の軽減のために夏季加算を法外援護事業として実施すること。

(2)住宅政策について

- ・公営住宅を増やすこと。また、住宅の間取りについて、1DKを2DKへ改善すること。
- ・民間賃貸住宅居住者への家賃助成を行うこと。
- ・区営住宅について、生活支援員を配置すること。

(3)障害児者の福祉施策について

- ・福祉園等、福祉就労施設に対し、コロナ禍での作業休止や縮小の影響による減収を補てんすること。また、工賃についても、区として補償すること。
- ・工賃を抜本的に引き上げられるよう支援すること。
- ・障害者支援を担う職員に対し、特別手当を支給すること。
- ・医療的ケア児を含む総合的な児童発達支援センターの設置を行うこと。
- ・障害者総合支援制度におけるサービスについては、本人非課税まで無料とすること。
- ・「親亡きあと」の対策として区内に入所施設、重度重複のグループホーム、緊急一時保護施設を設置すること。また赤塚ホームを重度重複児者が利用できるように、人の配置を増やすために指定管理料を引き上げること。
- ・区立福祉園の民営化を行わないこと。
- ・職員の処遇改善や研修を補償し、専門性が高められるよう支援すること。
- ・発達障害者支援センターについて、需要に応じた相談機能が可能となるよう職員の増配置、予算の増額

を行うこと。

- ・保育園において、保育士が障害児の発達やそれぞれの障害別特性など、障害に関わる専門性を確保するための研修や人材育成など対策を行うこと。
- ・就学前の療育施設に通所している障害児の給食費を無償とすること。

(4)医療・介護について

- ・第8期介護保険事業計画において、介護保険料の引き上げを行わないこと。
- ・国民健康保険料を引き上げないこと。また多子世帯については、均等割り額の減額措置を独自対策としてとること。
- ・介護労働従事者の人材育成事業として職員の処遇改善や研修費の助成などを実施すること。
- ・介護施設や事業所に対し、コロナ禍による減収を補てんすること。また、職員への特別手当を支給すること。
- ・ホームヘルパーの派遣など介護保険外の施策を実施すること。
- ・居宅での家族介護に対し、家族介護手当などの支援策を実施すること。
- ・重度及び低所得者が利用できる区立特別養護老人ホームは民営化しないこと。

(5)子育て支援について

- ・子どもの権利条約を踏まえた『子どもの権利条例』を制定すること。
- ・保育職員に対し、コロナ禍での保育に対する慰労として特別手当を支給すること。
- ・区として保育職員の定数を見直し、増員すること。
- ・区立保育園の民営化方針を撤回すること。
- ・子ども子育て新制度における連携保育について、区立園が役割を果たすこと。
- ・認可保育園の新增設を中心とした待機児童対策を実施すること。
- ・認可保育園の保育料を引き下げること。認証保育所保育料への助成制度は、認可保育園保育料との差額補助とすること。
- ・医療的ケア児が安心して保育園に入園できるよう、看護師や保育士を正規職員で増員し、施設改善等、必要な条件整備をはかること。
- ・あいキッズは、学童機能と全児童対策を分けて実施し、必要に応じて連携する運営に改めること。また、利用できる拠点を増やし、正規職員を配置できるよう委託費を増額すること。
- ・あいキッズの利用が制限されている問題について、サンサン登録の就労家庭の児童が利用できるよう直ちに是正すること。
- ・児童館は、児童厚生施設としてふさわしく、0歳から18歳までのすべての児童・生徒を対象とし、発達・成長段階に応じた、事業の充実を図ること。
- ・家庭福祉員の4月当初の定員未充足分に対する保障を定員に達するまで行うこと。
- ・子ども家庭支援センターの体制を強化し、相談員一人当たりの件数は40件以下に下げ、きめ細かな対応が行えるよう、正規職員を増やすこと。また、相談室を含め、執務スペースを拡大すること。

- ・虐待や DV などの対策を強化するため、夜間・休日の対応や SNS を活用した相談体制の拡充を図ること。
- ・18歳までの医療費の無料化を実施すること。
- ・子育て施設における感染症予防対策のため、十分なスペースの確保、人員の増員、衛生品の確保等を行うこと。また、臨床心理士などのカウンセラーを派遣すること。

(6)教育環境の充実について

- ・学校現場の創意工夫と自主性を保障し、一律での行事の中止や時程の詰め込みはやめること。また、代替行事への支援を行うこと。
- ・感染への不安や学習の遅れなど、様々な理由で登校できていない児童・生徒及びその家庭に対し、直接聞き取りやアンケートなどを行い、必要な援助を行うこと。とりわけ受験生については、教育委員会としてひとりひとりの支援計画を策定するなど、学校任せにしないこと。
- ・学校教育にかかる保護者負担を把握し、負担軽減をはかること。
- ・学校給食費を無償化すること。
- ・学校施設改修について、実施計画の件数及び対応校を増やすこと。また、給食調理室の冷房及びトイレ洋式化について、実施計画を策定し、早急に改善すること。特に、給食調理室へのエアコン設置について、可能な学校は、2021 年の夏に間に合うよう工事を実施すること。
- ・教職員の超過勤務を解消することや負担を軽減し、子どもたちの教育環境改善のために30人学級を実施し、教職員の増員をはかること。
- ・教職員の変形労働制を導入しないこと。
- ・特別支援教室の巡回指導を充実させるため、複数教室の確保、教員及び補助教員の増員を図ること。
- ・特別支援教室、特別支援学級の担任、担当の教員に対し、障害児の発達、障害別の特性など、専門性をきちんと兼ね備えた教員配置ができるよう、職員研修の強化、人材育成の強化をはかること。
- ・子どもの数が増えている状況や過密・過大校対策、あいキッズ活動室や特別支援教室の確保などを踏まえた「魅力ある学校づくりプラン」に見直すこと。
- ・志村小の改築に関わって検討が進められている小中一貫教育校の設置について、関係校や一部地域での議論ではなく、設置そのものについて広く議論すること。
- ・各学校に 1 名以上のICT支援員を配置すること。
- ・アスベストの危険性を知らせ、安全対策を図ること。また、子どもや教職員のための防塵マスク等を備蓄すること。

(7)産業支援について

- ・板橋区小規模事業者緊急家賃助成事業を再度実施すること。また、家賃以外の固定費(リース代含む)への継続した支援を行うこと。
- ・区内の中小零細事業者への生活実態も含めた悉皆調査を区職員が行い、政策に反映させること。
- ・小規模事業者登録制度について、登録事業者を増やし、受注の拡大を図ること。

- ・住宅リフォーム助成、商店リニューアル助成を検討、実施すること。
- ・公契約のもとで働く労働者の賃金が適正に支払われるよう、公契約条例の制定の検討を行うこと。
- ・区内公衆浴場の菖蒲湯等のイベントへの補助金を108万円に戻すこと。
- ・東京都公衆浴場地域交流拠点事業について、都の要項に合わせて38万円に引き上げて予算化すること。

(8)災害対策について

- ・災害対策基金を予防対策に活用すること。
- ・家具転倒防止取り付け工事助成金の対象者を低所得世帯にも拡大し、助成額を増額すること。
- ・感震ブレーカーの設置を促進するため、助成事業を創設すること。
- ・避難所については風水害・感染症対策もふまえ、国の指針に沿って「プライバシーの確保拡充」「トイレの洋式化」「エアコンの設置」「防塵マスクを含めた備蓄品の拡充」など、環境整備を進めること。また、地域の集会所等の活用を検討すること。

(9)環境について

- ・仮称『温暖化防止条例』を制定すること。
- ・アスベストの危険性とその飛散について、正しく周知を行うこと。

(10)文化・スポーツについて

- ・文化芸術に携わる個人に対し、特段の経済的支援を行うこと。
- ・集会所等の文化施設及び体育施設の利用料金を引き下げること。また、減額規定を見直し、対象を拡大すること。
- ・区内文化団体への支援を拡充し、区民の文化に触れる機会を拡大するため、学校や公共施設等を活用した公演の場を拡充すること。また、公演に対する助成を行うこと。
- ・区立体育施設における区民の利用枠を拡大すること。
- ・区立文化会館など、プロの音楽家の演奏ができるように設備をそなえた施設へ改善をはかること。
- ・文化会館・グリーンホールの運営については、区としてノウハウや専門性を向上できるよう職員を育成すること。また、区民の文化活動の場を拡充すること。
- ・地域集会所の男女兼用トイレ及び換気機能を改善すること。

(11)平和について

- ・核兵器禁止条約締結の意義を踏まえ、核廃絶に向けた取り組みや平和事業を強化すること。
- ・区の実施する事業における自衛隊との連携については見直すこと。
- ・中学生平和の旅事業について、新年度実施できるよう予算化すること。また、派遣を沖縄へも拡大すること。

1. 区民参加・住民自治を貫き、民主的行財政運営を

【国・東京都への要望】

1. マイナンバー制度の利用範囲の拡大をやめること。

【区に対して】

（１）職員に関すること

1. 人事委員会に対して公民比較方法の見直しを求めること。
2. 欠員が生じている職場に対し、適正な配置を行うこと。
3. 管理職の勤務実態調査を行ない、職務のあり方を見直すこと。
4. 政策決定部署への女性職員の配置を高めること。
5. 女性管理職の割合を目標値の25%に引き上げるために、日常業務における育成・登用を積極的に図ること。
6. 男性職員の育児休暇取得を促進するため、正規職員を増やすこと。
7. スクールソーシャルワーカーや社会教育指導員、学校や保育園の栄養士等、常勤化している非常勤職については、正規化を検討すること。
8. 土木事務所の一部委託をやめ、正規の定数増を行うこと。

（２）公共施設整備について

1. 公共施設の整備は、情報公開と区民参加で進めること。
2. グリーンホールは区民への貸し出し施設として、本来の役割を果たすこと。
3. 旧保健所跡地を活用した公共施設整備は、それぞれの役割や機能に相応しい面積を確保すること。また、区役所北側公有地についても、民間の事業ではなく、庁舎機能を中心とした計画に改めること。加えて会議室、集会所を設置すること。
4. 保育園や特養ホーム、障害者施設など、行政需要の高い施設の整備に向けて、公有地を積極的に活用し、民有地の活用について、情報収集を行うこと。
5. 旧高島第七小学校周辺の公共施設は、学校跡地を含め、現在の地区に整備すること。また、高島平区民館のホールなどの施設の維持補修や緊急補修を、計画の検討を理由に後回しにしないこと。
6. 使用料・手数料の算出方法について、施設の減価償却費を含まないよう、改めること。

（３）契約について

1. 契約にあたっては区内業者優先を貫くこと。
2. 公共工事において、適正な賃金確保と社会保険への加入を確実にするため、確認書の提出を求めること。
3. 入札が不調とならないよう、予定価格を精査すること。また、入札時期についても年度間の平準化を図ること。充分検討すること。
4. 工事契約において、下請け企業の区内業者割合を引き上げること。
5. 小規模事業者登録制度について、各課の制度活用状況を公開すること。

（４）区民参加・情報公開について

1. 審議会等会議体において、公募区民枠を拡大すること。また、女性委員の割合を区の目標数値 40%まで引き上げること。
2. 区民への負担増やサービス低下につながるような計画は、区民や関係者への説明会を開催すること。
なお、説明会は回覧、掲示板、当該地にポスターを貼る周知を徹底すること。施策に反映させること。

（５）区の事務事業の外部委託について

1. 自己評価、評価委員評価結果について、「全て」の指定管理者分を公開すること。
2. 指定管理者制度導入施設における自然災害・事故対応マニュアルを公開すること。
3. 指定管理者再委託先の企業名を明らかにして、区内業者の採用を80%以上とすること。
4. 指定管理者制度導入施設を、指導・監督・管理する職員体制を増員すること。
5. 選定におけるプロポーザルのあり方について、事業の主旨に沿った内容となるよう、一律的な選定項目としないこと。

（６）区政運営について

1. 総合教育会議では、教育内容に踏み込むことなく、教育環境の改善に向けた議論をすすめること。
2. 予算編成方針における『スクラップアンドビルド』『サンセット方式』について、再検討すること。
3. 職員定数について、職員の時間外労働の是正、女性管理職の登用、男性職員の育休取得促進、年齢や経験年数のバランス化、災害時の対応などを踏まえ、適正な配置となるよう改善すること。

2. 被害の最小化、予防を第一に、災害に備える

【国・東京都に対して】

1. 病院や大規模集客施設をはじめ宅地を含めたすべての住宅の耐震診断と耐震補強を計画的にすすめ、そのための財政支援を強化すること。
2. 交通やガス・上下水道などライフライン施設、河川堤防、がけ崩れや土石流など、災害危険力所の調査・点検をおこない、その結果にもとづき補強や防災対策をすすめること。安全な避難を確保するとともに危険区域の住宅などの移転に対する支援を強化すること。
3. 活断層の評価を含めた事前の防災アセスメントの導入で、災害の危険を無視した開発行為を規制するなど、経済効率最優先でなく防災を重視したまちづくりをすすめること。
4. 災害時、保護者が帰宅できない子どものための保育園・あいキッズ・学校の備蓄物資などの費用を東京都が責任持つこと。
5. 集中豪雨対策として、100ミリ対応について早急に検討すること。
6. 公共施設においての液状化対策を実施できるよう都として財政支援を行うこと。また、私有地についても、調査・対策などの経済的支援を行うこと。
7. 山手通りの区役所から熊野町交差点の間も「特定緊急輸送道路」とすること。
8. 新河岸二丁目など、河川に近い都営アパートの建て替え時には、4階以上に一時避難できるスペースを確保すること。

【区に対して】

I. 災害の予防対策について

1. 局地的豪雨や台風など、風水害への対応を強化するため、地域防災計画を抜本的に見直すこと。
2. 木造・非木造の耐震助成制度の対象拡大と助成額の増額を行うこと。
3. すべての世帯を対象として「家具転倒防止」器具の取り付けを専門家のノウハウを生かした支援サービスを創設すること。また、「家具転倒防止器具設置助成」の上限額を引き上げること。
4. 民間のブロック塀撤去後の、新たな塀やフェンスなどの設置助成制度を実施すること。
5. 液状化の危険がある地域の公共施設についてはボーリング調査を実施し、必要な対策を講じること。
6. 耐震上、あるいは老化の激しい児童福祉施設の改築を緊急に実施すること。また、耐震化は躯体だけでなく、天井、窓ガラスなど非構造部分の耐震化状況を把握し、公民問わず100%対応すること。
7. 区が配布した消火器について、点検と消火剤交換を定期的を実施すること。
8. ゲリラ豪雨の予防対策を区内全域で抜本的に強化すること。
9. 『防災資器材購入補助金』を新たに実施すること。
10. 区民の防災士受講料の助成を実施すること。
11. 自動消火装置の助成制度を実施すること。

II. 災害後の対策について

1. 透析患者の避難体制、被災後の支援について検討すること。
2. 広域及び長期停電への対策を図ること。
3. AEDの設置場所について、コンビニエンスストアなど24時間出入りできる場所や小中学校でも外付けするなど、活用の拡大を図ること。
4. 災害時、保護者が帰宅できない子どものための保育園・幼稚園・あいキッズ・学校の備蓄物資の総量

を具体的に検証し、増量すること。また、現在アレルギーを持っている子どもの備蓄対策を行い、毎年見直すこと。

5. 福祉避難所を抜本的に増やすこと。
6. 災害時に、重度障害児者への支援が行えるよう、日常的に障害福祉課と危機管理室、関係機関が連携をとり、支援について協議を行うこと。
7. 「避難行動要支援者名簿」に愛の手帳4度、精神障害者、難病患者、居宅で介護を受けている人も対象とし、災害時支援計画を策定すること。
8. 首都直下地震を想定し、応急仮設住宅については民間賃貸住宅をはじめ、公共住宅等も借り上げ、仮設住宅の大量確保などの対策について検討すること。また自己所有地や借地の被災者に対し、本設に至るまでの間の自力仮設住宅の建設を援助する制度を検討すること。

3. 高齢者福祉の充実を

I. 介護保険制度にかかわって

【国・東京都への要望】

1. 介護保険の利用料については自己負担割合を1割に戻すこと。
2. 自己負担限度額について課税世帯の上限額37,200円に戻すこと。
3. 介護保険給付事業に要支援の訪問・通所介護をもどすよう求めること。
4. 特別養護老人ホームの入所基準は必要性があると判断されるすべての要介護者を対象とすること。
5. 補足給付の基準を拡大すること。
6. 介護職員処遇改善交付金については保険料の負担増とならないよう、またその要件の緩和を行うよう、国に求めること。
7. 特別養護老人ホームなどの介護施設の新規設置への土地代補助を復活するよう、引き続き国に求めること。
8. 介護施設の居室費が負担となって、入りたくても入れない実態が広がっています。居室代をなくすよう国に求めること。
9. 地域密着型サービス事業への国や都の財政支援強化を求めること。
10. 地域支援事業への財源割合の拡充を強く求めること。
11. 医療保険と介護保険が併用できるよう、制度の改善を国に求めること。
12. 国・東京都に対して「家族介護」「老老介護」が深刻になっている事態に対し「家族介護手当」の創設を求めること。
13. 介護保険事業に対する国と東京都の支出割合を増額し、保険料の引き上げとならない対策を求めること。
14. 都営住宅の建て替え時などにおいて、建物内、あるいは敷地内において介護事業が実施できるように自治体・地域住民の要望を把握をして支援をすること。

【区への要望】

○第8期事業計画について

1. 区独自の保険料軽減事業の基準を拡充すること。
2. 地域密着型事業については地域格差がみられる。バランスよくどの事業も全地域に配置できるよう、区として土地・建物の確保等への支援を行うこと。
3. 制度の改定を受けて、要介護5まで総合事業の対象となるなど、大幅な改定が予定されていますが、真に必要な介護がきちんと保障できるよう、安易に給付からはずさないこと。

○地域支援事業について

1. 地域包括支援センターへの人的増配置とスペースの確保をはかること。
2. 新しい総合事業における区独自の緩和型の報酬額を国基準にまで引き上げること。
3. 現在受けている介護サービスの水準が、新しい総合事業に移ることで低下することのないよう、一般施策での生活介護の実施など、対策を講じること。
4. 新しい総合事業における事業の受け皿について、区が責任をもってその育成、実態把握を行うこと。

5. 区内の浴場を借りて実施している介護予防事業について、引き続き実施回数の増と諸経費への財源保障のための予算増額を行うこと。
6. 区としてヘルパー養成講座などを実施し、介護現場におけるマンパワーの専門性を高めること。
7. 介護事業、介護予防事業が地域包括支援センターの受託法人に偏っているという問題が指摘されている。区として実態の調査を行い、公正公平となるように是正すること。

○介護給付事業

1. 各事業所で実施している入浴・送迎への独自加算を行うこと。
2. 地域密着型サービス事業の基盤整備に対し、区独自の財政支援を検討すること。
3. 区立特養ホームを整備して緊急を要する待機者への施設整備を図ること。
4. 低廉な費用で生活ができる軽費老人ホーム（ケアハウス）を大幅に増設すること。
5. 障害者が65歳になると、介護保険優先になるため自己負担が増える場合がある。そのために利用抑制が生じていないかどうかの実態把握を行い、負担軽減策を講じるなどして受けるサービスの後退が起きないようにすること。
6. 介護施設の居室料への独自補助を実施すること。
7. 透析医療施設と併設の介護施設を増設すること。

○その他介護保険とかかわる施策

1. 社会福祉協議会が実施している「ぬくもりサービス」に対し、区からの補助金を引き上げて、利用料を介護保険事業並みに引き下げること。
2. おとしより保健福祉センターで実施している「生活支援ヘルパー」の利用については、総合事業の実施に伴い実績が減っており、今後の利活用について難病患者への支援も対象に含むなど、そのあり方について改善を図ること。

Ⅱ. 高齢者の福祉サービスの充実を

【国と東京都への要望】

1. シルバーパス購入額について収入に応じて負担を引き下げよう改善を求めること。また70歳以上の障害者もシルバーパスを利用できるよう改善を求めること。
2. 老人福祉手当や老人医療費助成事業の再開を求めること。
3. 年金の支給開始年齢の70歳への引き上げ、また年金支給額の引き下げ計画の中止を強く求めること。
4. 加齢性に伴う難聴の高齢者に対し、補聴器購入費用の助成を実施するよう求めること。

【区への要望】

1. いこいの家の廃止はやめ、高齢者の居場所として内容の充実をはかり存続させること。
2. おとしより保健福祉センターについては、研修事業の実施など人材育成事業の中心となる役割を持たせ、区内の介護の需要にこたえる事業の実施など、現事業をさらに内容の充実をはかり、現在の場所での存続を図ること。
3. 緊急通報システムの利用料を非課税世帯については無料とすること。
4. 福祉タクシー券支給事業を重度の要介護者にも広げること。
5. 要介護透析患者の老後対策として透析施設と併設の介護老人福祉施設を増やすこと。
6. いこいの家で、引き続き地域のサークル活動の団体及び65歳以上の高齢者が無料で施設使用できる

ようにすること。

7. 大谷口地域にいきいの家を設置すること。
8. ふれあい館の指定管理者による運営については、指定管理者の事業だけでなく、利用者が希望する趣味活動などを保障し、一人一人の高齢者の人権を尊重したものとなるよう、指導すること。
9. ふれあい館が有料となったために実績減となった入浴事業と運動室の利用については無料に戻すこと。
10. ふれあい館の宣伝を強化すること。合わせて広報いたばしに各館の魅力を特集に組んで載せるなど、区民への周知を強めること。
11. 高齢の低所得者に対する家賃助成事業を行うこと。
12. サービス付き住宅に区独自の上乗せ家賃助成を行うこと。
13. 敬老入浴事業の年齢基準を65歳以上とすること。また回数の拡充を図ること。申請手続きについて、対象となる高齢者全員に申請用紙が配布できるよう改善を図ること。
14. 加齢性的高齢者の難聴に対する補聴器購入費助成を実施すること。

4. 福祉・医療・保健衛生のいっそうの充実を

【国・東京都への要望】

1. 生保世帯の生活扶助基準が引き上げとなるよう求めること。またエアコンの電気代などを保障するため、夏季加算を実施するよう求めること。
2. コロナ感染拡大のもと社協で実施している「緊急小口・総合生活支援の各貸付事業」については、返済免除となるよう、国に対して強く働きかけること。
3. 生活保護世帯への資産調査は、どうしても必要な時のみ実施するよう国に改善を求めること。
4. 同一世帯における生活保護世帯で、子どもの大学進学が保障されるよう、扶助費減額はすべてやめるよう求めること。
5. 後期高齢者医療制度のすみやかな廃止を強く求めること。
6. 特定健診に対する国と東京都の財政負担拡充を強く求めること。
7. 後期高齢者医療制度の下での健診事業に対する財源保障を求めること。
8. 混合診療が全面解禁となるＴＰＰへの参加は撤回するよう強く求めること。
9. 難病患者の医療費助成について自己負担上限額引き上げと、対象疾病拡大に伴って助成要件が重症化に傾斜していることに対し、軽度も含めて対象とするよう改善を求めること。
10. 予防注射等の法定接種化の財源は国庫委託金等で補償するよう求めること。
11. 食の安全のために、ＴＰＰへの参加は撤回するよう求めること。
12. 高い国民健康保険料を引き下げるための国庫支出額の増額、保険者となる東京都の財政支援強化を強く求めること。
13. 国民健康保険料において「均等割額」は廃止し、せめて協会けんぽ並みの保険料負担に改善を求めること。
14. 75歳以上の高齢者の医療機関にかかった時の自己負担割合を2割へ引き上げないこと。
15. 「乳幼児・子ども医療費助成事業」を国制度として実施を求め、対象を高校3年生まで拡大するよう求めること。
16. 東京都が実施している「大気汚染公害患者への医療費助成」の対象疾病を「慢性気管支炎、肺気腫」へも対象疾病を広げるよう強く求め、自己負担導入の撤回と新規患者への助成の実施を求めること。
17. パーキンソン病の特定疾患認定審査については、医師の診断により投薬、治療を開始した時から認定とするよう求めること。
18. 指定難病に「ギラン・バレー症候群」を入れるよう求めること。
19. 「障害者権利条約」の精神のもと、応益負担の考え方が残っている「障害者総合支援法」ではなく、「障害者総合福祉法」への見直しを強く求めること。
20. 障害年金支給額の増額と対象者拡大を求めること。
21. 障害者の入所施設建設の補助金制度について、同じ自治体に1か所という要件を改善し、補助制度の拡充を図るよう都に引き続き求めること。
22. 板橋キャンパス再整備計画に計画されている障害者の施設に、重度重複障害児者、医療的ケア児者の短期入所施設を設置できるよう東京都に要望すること。
23. 障害者が65歳になったときに介護保険制度が優先になるため引き起こされるサービス水準の低下と自己負担の増大の改善策を国に求めること。
24. 心身障害者医療費助成について、65歳以上の新規患者で非課税者に対して助成を実施するよう求め

ること。

25. 心身障害者福祉手当の対象を、65 歳以上の新規の障害者、難病患者へも広げるよう強く求めること。
26. 東京都に対し、手話通訳派遣事業の再開を求めること。
27. 難病患者・精神障害者へ都営交通無料乗車券を発行するよう東京都に求めること。
28. 障害者総合支援法により難病患者も障害者の仲間となりました。現在障害者が利用しているさまざまなサービスを同じように利用できるよう国や都に働きかけること。
29. 最重度の障害者に対するヘルパー派遣を保障するために、研修期間の生活保障を求めること。
30. 障害者などの無年金者への公的社会保障を行うよう求めること。
31. 知的障害者が安心してさまざまなサービスを利用できるよう、相談支援に対する報酬加算を国・都に求めること。
32. 障害者手帳を持たない「高次脳機能障害」「発達障害」「若年性認知症」「吃音症」「難病患者」の人に対し、福祉・就労などの支援を推進・拡充するよう求めること。
33. 重度の障害児の学童クラブを保障できるように、特別支援学校の活用を東京都と連携して実施できるようにすること。
34. 障害児の放課後デイ事業について、報酬額の削減を撤回するよう求めること。また、質の確保として施設整備基準を国として定めるよう求めること。
35. 成年後見人制度利用時にかかる費用を引き下げ、利用しやすくなるよう改善を求めること。
36. 障害者の通所施設で「医療的ケア」が行える施設を増やすため、補助金の増額などを求めること。
37. 都の要綱で定められた重度身体障害者グループホーム利用の肢体不自由者(障害者手帳 1 級)にも家賃補助が適応できるよう働きかけること。
38. グループホーム整備のため、都有地が活用できるように働きかけ、あわせて家賃助成増額についても働きかけること。
39. 通所施設を利用する障害者に対し、交通費補助を国制度で実施するよう求めること。
40. 身体障害者福祉法の肝機能障害者による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度を求めること。
41. 障害者・難病患者に対する肺炎球菌ワクチン接種助成の実施を求めること。
42. 通院などで交通機関を多く利用する透析患者のかかる負担を軽減するため、民営バスの無料化、民営鉄道の割引実施、ＪＲの距離制限撤廃を働きかけること。
43. 豊島病院のＮＩＣＵの復活を引き続き強く求めること。
44. 「最低保障年金制度」の創設を強く求めること。
45. 障害者の「サービス等利用計画作成」の報酬単価拡大を求めること。
46. 寡婦（夫）控除の基準を拡充すること。
47. 在外被爆者、2 世、3 世が除外されている現行被爆者援護法の改正を求めること。

[区への要望]

(1) 路上生活者の命と健康を守り、生活保障と仕事確保を

1. 庁舎関係で何らかの就労場所が提供できないか検討すること。
2. アパート契約時の様々なトラブルを改善できる対策を引き続き区としてとること。
3. 区が賃貸契約を締結するなど、居室の確保・提供を行うこと。
4. 栄町 2 6 番地へ建設中の「自立支援センター」については、地域住民の要望に応えること。

(2) 生活保護受給者・低所得者への対応について

1. 被保護世帯の区民に対し、人権侵害となる発言や指導を行わないこと。
2. 旧保健所あとの新たな建物へ移転が予定されている板橋福祉事務所については、障害者支援係を同じ建物へ戻すと同時に、路上生活者の相談など、多様、複雑化している業務を適切に実施できるスペースを確保し、現場職員と一緒に細かな設計等について行うこと。
3. 人口10万人に1か所と一般的に言われている福祉事務所を、その規模にふさわしく増設置するように検討すること。
4. 社協で実施している緊急小口・総合支援の各資金貸付事業について、償還免除となるよう区としても支援を行うこと。
5. 稼働年齢で生活保護世帯の人に対し、一律的な就労指導を行わないこと。これまでの生活、就職先でのこと、また健康面への不安、精神的なケアなど、ひとりひとりの状況に応じたきめ細かな対応を全職員が心がけるようにすること。
6. 生保世帯で住宅扶助基準が下がる世帯への転居指導については、これまでの基準の必要性を十分把握し、配慮した対応をすること。
7. 冬季だけでなく夏季についても電気代の負担が増えており、法外援助として実施すること。また区の法外援護事業は縮小しないこと。
8. 職業訓練・就業訓練を民間業者と連携して実施すること。
9. 「せいかつ仕事サポートセンター」に経験・専門性のある職員の配置増を図ること。また中間的就労の実態を把握すること。
10. 生業扶助の中の技能習得費における自立支援プログラムを積極的に活用すること。
11. いわゆる『脱法ハウス』や貧困ビジネスと思われる相談について、庁内連携で対応すること。
12. 生活保護、低所得世帯に、無料塾の拡充をはじめ、進学に必要な支援の強化を図ること。また奨学金貸付基金の活用を促進するため、必要な改善を図ること。
13. 高等学校等にかかる教育費に対し、義務教育の就学援助に代わる制度をつくること。
14. 入浴券を年間60枚に戻すこと。
15. 現在の福祉修学資金制度の利用要件の緩和を図るなど改善をすること。また区独自で給付型奨学金制度を新設すること。
16. 応急福祉貸付事業の利用要件緩和を図ること。

(3) ひとり親家庭の自立支援強化を

1. 母子支援施設の増設置を図ること。
2. 区立母子生活支援施設の入所については、希望すればすぐ入所できる部屋数を確保すること。
3. 父子家庭に対しても福祉資金貸付事業を行うこと。
4. ひとり親家庭サポートブックは毎年作成し、児童育成手当の対象とならない家庭に対しても届けること。

(4) 原爆被爆者に対する公的支援強化を

1. 補助金の増額を図ること。

(5) 区民の医療を受ける権利を守る施策充実を

1. 無料低額制度事業を実施する医療機関の設置を増やすこと。また院内に薬局がない医療機関で処方された薬については区独自の助成事業を実施すること。
2. 国保加入者に対する資格証発行をやめること。また徴収猶予ができる仕組みを知らせるなど、被保険

者の人権が守られるよう丁寧な対応を行うこと。

3. 在宅酸素患者に対し、区独自での電気代助成を図ること。
4. 国が助成するまでの間、区として障害者・難病患者への肺炎球菌ワクチン接種助成を行い、無料とすること。
5. ヘルプカードについて区民への周知を強化すると同時に、ヘルプカードを示した人への対応などの理解を進めること。
6. 乳幼児・子ども医療費助成事業における「食事療養費」の自己負担をなくすため、助成を行うこと。
7. 慢性閉塞性肺疾患〔COPD〕は長期喫煙により発症するといわれており、区内の中学生・高校生に当事者の体験談を聞く機会などを設け、喫煙防止教育・対策を進めること。
8. 医療機関の多い板橋区として、女性医師・看護師が働き続けられるように、奨学金制度をつくるなど医学生や病院への支援に取り組むこと。

(6) 地域で障害者が生きていける施策充実を

1. 「障害者差別解消法」施行に伴い、区の施策全てにおいて、合理的配慮が実施されているか検証を行い、必要な改善を図ること。また区内事業者等にも周知徹底するなど、差別解消、障害者の人権を守る対策を図ること。
2. 障害者のサービス等利用計画作成に対する報酬を区独自で加算すること。
3. 区として対応が遅れている『医療的ケア児』に対する関連分野の支援を調整する「コーディネーター」の配置をはかり、相談機能の充実、保育園・幼稚園・小中学校における対応ができるよう整備すること。特に歩くことのできる医療的ケア児の受け入れが困難を極めており、早急に対策をはかること。
4. 区役所周辺に障害者団体などが要望している、2か所目の障害者総合福祉センターを計画化すること。
5. 元保健所あとへ予定されている障害児者関係の施設には「基幹相談所」「機能訓練スペース」「障害判定等の事業」が実施できるよう整備を図ること。
6. 卒後、就労への訓練場所として「福祉工場」あるいは専門学校のような一般就労につなげるための施策を拡充すること。
7. 障害児の放課後対策事業の拡充をすること。また、特別支援学校が利用できるように東京都との連携を図ること。
8. 障害児の放課後デイにおいて事業者の障害児に対する処遇の実態を把握し、適切でないところへは指導を行うこと。また質の確保を図るため、区としての最低施設基準を設置すること。利用料は無料とすること。
9. 障害児の放課後デイで重度重複の障害児、また医療的ケア児を受け入れることができるよう、施設改善と人の配置増への支援を実施すること。
10. 障害者の日中一時施設を増設するとともに、短期入所施設の増設を進めること。
11. 移送サービス事業を地域生活支援事業として位置付けること。
12. 高等部を卒業した障害者の卒後問題を解決するため、今後も福祉園の新設計画など計画を進めること。
13. 福祉園は週 5 日間の通所を保障し、定員を守り詰め込みをしないこと。また、生活介護の登降園時間を延長すること。
14. 区立福祉園に通う障害者は高齢化に伴い重度化となっており、職員の増配置が必要な状況です。そのために指定管理料の増額を行うこと。

15. 水漏れなど老朽化著しい区立福祉園については、緊急に改築・大規模改修等の計画をたてること。
16. 重度障害者の介護を支えるため、ヘルパーなどの報酬に区独自で上乗せを行い、安定した雇用が図れるようにすること。
17. 福祉園の機能の拡充(入浴サービスやショートステイ、また施設設備開放利用)を図ること。その際に必要な専任の職員を配置すること。各福祉園でトワイライトケアの実施を検討すること。また医療的ケアを必要とする障害者も通園できるよう、生活介護施設を整備すること。
18. 福祉園における常勤職員の増配置を行うこと。また宿泊訓練を2泊3日に戻すこと。
19. 入所施設「イクトス」において、入所者の家族が自分の子の居室にまだ自由に入れるようにはなっていません。改善を強く求め、人権を守る対応を指導すること。
20. 赤塚ホーム以外の緊急一時保護施設を新設すること。また福祉園でも緊急時の利用延長など、一時的にあずかれるようにすること。または区内短期入所施設に「緊急保護枠」を確保すること。また医療的ケアを必要とする障害者の利用も認めること。
21. あらたに重度の障害者が入れるグループホーム及び入所施設を区内に設置すること。
22. 森の家を安心して利用できるよう、体験宿泊訓練の場への補助金の増額を行うこと。
23. グループホームの新設時に近隣住民、不動産、地主、大家に生じやすい不安などの「ハードル」への対策を図ること。
24. グループホームに建物を転用する際の用途変更については、安全性が確認された時は「寄宿舍」への用途変更含め、柔軟な対応を行い特に重度の人を対象としたグループホームの増設を進めること。
25. 民間事業者が行っている生活介護施設・短期入所施設に対し、重度重複障害者が受けとめられるように区として補助を実施すること。
26. 障害者相談支援事業については、経験豊かな障害別でそれぞれに福祉専門職が配置される基幹相談支援センターに内容を充実させること。また判定や支給決定機関とは独立させ、365日24時間の相談が受けられる体制を整えること。
27. 相談支援を実施する場合は交通の便がいいところとし、継続的にコーディネートできる体制を整えること。
28. 「高次脳機能障害」「発達障害」の対応策を始めましたが、潜在するニーズを区が把握し、そのうえで対策を進めること。
29. 福祉タクシー券を愛の手帳3度、内部障害者3級への拡充をはかること。また枚数の拡充を図ること。
30. 福祉事務所に配置されている手話通訳者を正規職員とし、通訳不在の状態を改善すること。
31. 障害児の余暇活動を実施している団体への助成額を拡充すること。
32. 各福祉園への区独自上乗せ補助金は今後も継続すること。
33. 地域活動支援センターに対し、固定費として家賃助成を行うこと。
34. 就労継続型施設に対し、区の仕事、区関連の仕事発注を増やすこと。
35. 障害者の雇用について、特に知的と精神障害者の就労の場を庁内、出先機関において「過渡的就労」「職場体験学習」も含め、引き続き拡充すること。また就労先での定着を図るためにも「ジョブコーチ」の拡充強化を引き続き行うこと。
36. 障害者就労支援センターハートワークの人員体制を強化すること。合わせて交通の便のいいところへ移転すること。
37. 区の障害者雇用がすべての障害を対象となるが、必要な人の配置や施設整備が必要である。働く環境の改善を進めること。また積極的に公共施設における雇用をはかること。

38. 障害者団体への補助金を増やすこと。
39. 区役所庁舎、公共施設などに設置されている「だれでもトイレ」は、その設備がないと利用できない障害者等が安心して利用できるよう、一般の来庁者に対して何らかの表示を行うなど、改善を図ること。
40. 庁舎 1 階において障害者の働く場、社会参加の場としての「スマイルマーケット」については、きちんと施設整備を行い、常設とすること。また庁舎を訪れる人への宣伝強化を図ること。
41. グループホームの整備のため、区営住宅の活用も含め、区の土地や施設で可能なところについて貸し出しを行うこと。また区内の地主への土地の提供の働きかけを行うこと。
42. 都営住宅の建て替え時などに、障害者のグループホームが設置できるよう関係機関の調整を図ること。
43. 体験型グループホームを区として取り組むこと。
44. 区内に本拠をもつ社会福祉法人・NPO 法人が、今後新規事業を立ち上げるとき、既存事業と同様の家賃補助を実施すること。
45. 障害者割引制度の周知とその拡大を図ること。
46. 福祉事業所連絡協議会を設置すること。

(7) 発達障害児者への支援強化の推進を

1. 「子ども発達支援センター」の対象年齢を成人のセンターが開設されるまでの間 18 歳までとすること。
2. 療育施設の設置と家族への相談事業など、療育と家族の支援施策に力を入れること。
3. グループホーム等からひとり暮らしへの移行ができるために新設される「自立生活援助」は当事者の実情を優先とするよう配慮すること。
4. 新たに設置された発達障害者の支援センターについて、いつでも居場所として利用ができ、休日利用、仕事帰りに立ち寄れる時間帯を保障すること。また成人だけでなく子どもの発達障害への相談にも対応できるようにすること。また相談の需要に合わせて柔軟に同じ建物内の活用ができるようにするなど、改善を図ること。また相談機能の充実をはかることができるよう、予算を増額すること。
5. 区民に対して発達障害への啓発を強め、理解を広げること。
6. 自分が障害であることに対し受容できない人に対する支援ができるよう、支援センターを中心とした支援の実施を検討すること。

(8) 精神障害者の自立と社会参加の促進を

1. 自立支援医療費の自己負担額への独自助成を行うこと。
2. 「心身障害者福祉手当」に精神障害者を対象とすること。
3. 施設利用料への自己負担額軽減を図ること。
4. 「過渡的雇用」の場の開発を庁舎関係含めて強化拡充すること。
5. 公園清掃の委託について、区内障害者施設への委託を拡大すること。
6. 就労継続B型を希望する精神障害者が複雑で難しい手続きなしで利用できるよう改善を図ること。
7. 重度の精神障害者への「福祉タクシー券」を支給すること。
8. グループホーム運営費への補助金増額を行うこと。またグループホームの増設を行うこと。
9. サン・マリーナへの支援を継続すること。

10. 住宅確保への支援と公的な保証人制度を設置すること。
11. JHC板橋のクラブハウス事業への区の補助を継続すること。
12. ピアカウンセリング研修を区の事業として認め、その養成に努めること。
13. 特定相談支援事業、一般相談事業を専門に運営できる仕組みを作ること。
14. 板橋区独自の「いのちの電話」を24時間体制で実施すること。
15. 私鉄の障害者割引ができるよう、関係機関と話し合って実現につなげてください。

(9) 難病患者の命と健康を守る支援強化を

1. 「障害者総合支援法」の下で、区内施設の使用料・また手数料などについても難病患者に対しては障害者と同じにすること。
2. 地域ネットワーク組織「難病対策地域協議会」を各健福センターごとに設置すること。
3. 難病患者が社会的入院とならないため、通院体制の整備を図ること。
4. インターフェロン治療を受けることができないウイルス性肝炎患者や肝硬変患者に対し、医療費助成を行うこと。
5. パルスオキシメーターの支給について対象範囲の拡充を図ること。
6. 難病患者、その家族に、医療、生活、福祉、就労の実態調査を行い、その結果を踏まえた必要な支援を行うこと。
7. 透析患者などへの福祉タクシー券を増やすこと。
8. 医療費助成の申請時に、住民票などを取る際にかかる手数料について、国や東京都が実施するまでの間、区として助成を行うこと。

(10) 呼吸器疾患を持つ患者の命と健康を守る施策強化を

1. 「ぜんそく医療費助成制度」を患者などに周知徹底するため、ポスターの掲示強化を行い、町会回覧板へもチラシを回覧できるよう取り組むこと。
2. 公健法に基づく公害病認定の等級については、区分3級適用者を実態に即して2級に引き上げること。また見直しまたは更新の際の医師の所見内容を本人に必ず情報開示したうえで、区に提出するよう改善を図ること。
3. 3級まで福祉タクシー券の支給対象とすること。
4. 見直し、または更新時の「審査会」の審議内容を申請者本人が理解できるように情報開示すること。
5. 毎年行われている公害患者会主催の転地療養事業に対し、区の補助を行うこと。
6. 1泊2日のリハビリテーション事業を実施すること。また気軽に健康回復事業へ患者が参加できるよう、本人に直接お知らせをすること。
7. 子どものキャンプ事業を実施すること。またプール教室を利用しやすいように改善を図るとともに回数を増やすこと。

(11) 区民の健康づくり、健診事業の充実を

1. 歯科検診（8020）を充実するために、健診年齢のさらなる拡充と啓発事業の強化を図ること。
2. 区内での乳がん検診ができる医療機関をもっと増やすこと。
3. 現行の健診事業の無料化を存続すること。また、特定健診の受診率を高めるよう、対策をはかること。
4. 慢性腎臓病の予防等を目的に実施されている板橋区民公開講座「あなたの腎臓、大丈夫ですか」については後援ではなく「共催事業」とすること。

5. 精神障害者、発達障害者が増加しており、保健師の増配置を進めること。また庁舎内保健室等に保健師を配置すること。
6. 区立保育園での「食育」を進めるためにも、栄養士を全園に配置すること。
7. インフルエンザ予防接種をぜんそく患者に全額無料で行うこと。
8. 肺炎球菌の予防接種事業について、助成額の拡充をすること。

(12) 食品衛生・安全を守る施策の強化を

1. 遺伝子組み替え食品に対する安全対策、情報提供、表示義務付けなどの指導を強化すること。その指導は特に特別養護老人ホームなど、抵抗力が低い高齢者が利用する施設への指導をすること。
2. 新年度から委託する予定で準備を進めている食品検査については、理化学検査とあわせて検査をする成分規格等の細菌検査については、理化学検査と一緒に委託することは理解するが、原則細菌検査については直営とすること。また退職者不補充ではなく専門の職員を増やすこと。
3. 理化学検査については、健康危機管理体制の面からその内容については精査し、検討すること。予算削減額のための食品衛生検査の委託を行わず、公的責任を守ること。
4. 区内の食品加工、販売、製造にかかわるすべての業者に対する消費期限日時の不正などを監察する機能を区独自でも強化するため、食品衛生監視員の増配置など体制強化を引き続き図ること。
5. 区内の井戸水について、区が責任を持って水質検査を実施すること。また所有者の了解のもと、検査結果、飲用可能か不可能かの掲示を行うこと。
6. スズメバチの巣の撤去について、区民の生命と安全を守るために（アナフィラキシーショックによる死亡事故につながりかねない）公有地、私有地を問わず、公費で撤去を行うこと。

(13) 動物との共生について

1. 飼い主のいない猫の対策として
 - ・不妊去勢に対する助成金をさらに引き上げること。
 - ・ボランティア登録制度を創設し、登録証を発行すること。
 - ・登録ボランティアが連れてきた「飼い主のいない猫」の不妊去勢については、動物の医療機関と連携し、その手術代について区の助成金で直接精算できるような仕組みを構築すること。
 - ・「飼い主のいない猫」のボランティア活動の拡大を図り、区民にわかりやすく周知すること。
 - ・区内各地域(自治会・町会)に対し、今まで以上に積極的に働きかけ、TNR（Trap・Neuter・Return）、いわゆる地域猫を捕獲し、不妊手術後地域にもどす活動ができるような取り組みを進めること。

(14) 住宅宿泊事業法施行(民泊)とかかわって

- ・区民への制度の周知徹底を強化するとともに、相談窓口の拡充をすること。また職員をさらに増やすこと。

5. 安心して子どもを産み育てられる支援を

【国・東京都への要望】

1. 幼児教育無償化に伴う財源を次年度以降も国の予算で支出すること。また、0～2歳児を含む、すべての就学時前児童の保育・幼児教育を無償にすること。
2. 無償化対象となっているベビーホテル等の認可外施設について、国の基準を満たしているかどうかの監査を速やかに終わらせること。
3. 保育における公定価格及び職員配置基準を抜本的に見直し、水準を引き上げること。また、保育職員の賃上げと処遇改善を速やかにすすめること。
4. 公立保育園の運営費を助成すること。
5. 保育施設整備にあたり、公有地を提供すること。また、情報の提供、土地の確保についての相談窓口を設置すること。
6. 認証保育所保育料の保護者負担の軽減のため、認可園との差額補助事業を都が実施すること。また、定員の未充足に対する補助を実施すること。
7. 児童相談所の人的配置の強化及び、一時保護所を含む施設の増設を図ること。また、特別区における新たな児童相談所の設置に対し、財源や人材確保など、十分な協議を行うこと。
8. 次世代育成支援法により義務化された中小企業の「次世代育成支援行動計画」が策定できるよう財政支援を行うこと。
9. 企業主導型保育施設に対し、地方自治体が関与できる仕組みを作ること。

【区に対して】

1. 子ども子育て新制度における未就学児の保育や教育について

○保育園

・全体に関わること

1. 区内すべての保育施設(企業主導型保育園含む)に対し、区として独自の基準を設けて指導、点検し、結果を公開すること。また、抜き打ちによる調査を実施すること。
2. 待機児童対策として、現計画の前倒しを図ること。また、区立園の新設を検討すること。
3. 民有地の借り上げや区有地の活用、都や国への公有地活用の働きかけなど、土地の確保に責任を持つこと。
4. 医療的ケアが必要な児童を始め、希望するすべての障害児の受け入れを保障すること。
5. 保育士の処遇を改善すること。また、保育士確保のための施策を充実させること。
6. 保育士への障害に関する専門性向上のために、研修への参加を保障すること。
7. 新制度に位置づけられている連携保育について、区がその役割を担うこと。また、私立園が行う場合でも、区として運営費等への上乗せ補助などを実施し、相談にも応じること。

・区立保育園について

8. 給食調理、用務のこれ以上の民間委託をやめること。また直営を残すこと。
9. 老朽化した園舎は区として建て替え及び改修を計画的に実施し、引き続き公立園として運営すること。
10. 0歳児及び障害児の保育時間拡大に対し、正規職員を配置すること。
11. 長期休暇代替職員は、正規職員とすること。また、臨時職員の欠員を解消すること。
12. 保育職員の働き方を改善するため、当番は月9回までを守ること。また、タイムカードの導入など、

勤務時間を把握し、未申告残業をなくすこと。

・私立保育園

13. 保育士の労働実態(給与・休暇取得状況・勤続年数)や雇用形態などを調査し、働きやすい環境となるよう、必要な支援を行うこと。
14. 延長保育及び、一時保育事業に対する加算を引き上げること。
15. 事務職員の常勤化をはかるための補助加算を行うこと。
16. 中規模施設改修助成は、希望するすべての園に基準通り支給すること。

○幼稚園

1. 新制度への移行に必要な施設改修に対し、区として補助を上乗せすること。
2. 新制度に移行した園の保育料は、これまでより負担が増えないようにすること。
3. 預かり保育の保育料について、実態を把握し、費用の負担を軽減すること。

○認定こども園

1. 長時間利用する児童が安心して過ごすことができるよう、正規職員の配置基準を引き上げること。
2. 現行の幼稚園から移行する場合、大規模な施設改修が必要となるため、国基準に上乗せして補助を行うこと。

○小規模保育所・家庭福祉員・ベビールーム

1. 小規模保育所は、A型を基本とすること。
2. 家庭福祉員の給食の提供について、状況に応じて必要な支援を図ること。
3. 新制度に位置づけられている連携保育について、連携先を区立保育園とすること。
4. 定員の未充足助成を実施すること。
5. 看護師の巡回を行うこと。
6. 補助員を雇用しやすくなるよう、支援すること。
7. 緊急通報システムなど、通報できる機器やAEDの導入を区の予算で行うこと。

○居宅訪問型保育

1. 利用料の負担を軽減すること。
2. 乳幼児健診などの機会をとらえて、対象児を把握し、利用案内や相談を行うこと。

○認可外保育施設について

1. 施設の状況を把握すること。区として、施設への立ち入り調査を行うこと。
2. 定員の未充足対策を実施すること。

○全体と関わって

1. 保育ガイドラインの策定は、専門家を含め検討し、その過程も公開すること。
2. 保育施設において重大事故が発生した場合は、必ず検証委員会をただちに設置すること。また原則公開とすること。
3. 『重大事故検証委員会報告書』を踏まえ、区として『いたばしの保育』の対応方針を策定し公表すること。
4. 引き続き、園ごとの保育園の入所希望及び待機児童の詳細(人数・最低入園指数、待機児の最高指数等)を把握し、HPで公表すること。
5. 要支援児の認定は、申請した日でなく、事象がわかった時までさかのぼることを可能とすること。
6. 保護者の同意がなくても、必要に応じて要配慮加算を行えるようにすること。
7. 病児・病後児保育の補助を増やし、実施園を増やすこと。
8. 保育費用の算出根拠に、施設整備費・人件費を含めないこと。

9. 保育費用以外の利用料を調査し、実態を把握すること。また、値上げをさせないこと。
10. 一時保育・定期利用保育を増やすこと。利用に係る保育料の負担を軽減すること。
11. 保育施設の維持補修費などの一般需要費、特に消耗品の増額を図ること。

Ⅱ. 子どもの放課後対策の充実と「生活の場」としての、学童保育機能の拡充を求めます。

1. 全児童対象事業の時間内においても、就労家庭の利用児童の専用室を確保すること。
2. あいキッズを希望するすべての要支援児を受け入れるため、必要な人員を配置すること。
3. あいキッズの職員配置基準について、常勤配置を1拠点1人以上とし、委託料を引き上げること。
4. あいキッズを受託する事業者は区内で児童福祉事業の経験のある団体とすること。安全対策、災害対策の対応水準を引き上げること。指導員やプレイングパートナーへの研修を区が責任持つこと。
5. 補食について、区としての標準内容を示し、改善すること。また提供時間について柔軟に対応できるようにすること。
6. 児童館は、小・中学生が自由に活動できる時間を保障すること。
7. 中高生の利用を保障するため、夜間開放も実施すること。
8. 乳幼児親子以外の対象者へのアンケートを実施すること。
9. 全ての児童館で乳幼児も利用できるよう、流しの高さ、幼児トイレ、さらに男子トイレにおむつ交換代を設置すること。
10. 使用済み紙おむつを施設で回収できるようにすること。

Ⅲ. 家庭と地域で、安心して子どもを生み育てることができる子育て支援を求めます。

1. (仮称)「板橋区子どもの権利条例」を制定すること。
2. 区の次世代育成推進行動計画のなかに、子どもの遊び場の確保、外遊びの重要性を位置づけること。
3. 子ども家庭部と緑と公園課が連携して、プレーパーク事業を進めること。
4. ショートステイ、トワイライトステイの継続・拡充ができるよう、区として財政支援を強化すること。また、利用できる日数をさらに拡大すること。
5. 児童相談所の設置について、検討過程の公開と議会への説明を行うこと。
6. 他自治体の児童相談所に派遣されている区職員の労働実態を把握し、新たに開設する(仮称)子ども家庭総合支援センターの運営に反映させること。
7. すくすくカードに、ミルクやおむつ、離乳食などの交換券や区内共通商品券など現金給付につながる選択肢を加えること。
8. 区内で実施されている子ども食堂に対し、周知や運営費、食材費への補助を実施すること。
9. 宿泊型産後ケア施設の利用対象者を第2子以降の出産まで広げること。
10. 「健康快適居住環境推進事業」の対象年齢の拡大と希望する家庭すべてを対象にすること。

6. どの子ども大切にされる教育・社会教育の充実を

【国・東京都への要望】

1. 30人以下学級を全学年で実施すること。また35人学級を直ちに全学年へ広げること。
2. 教育予算を国際水準まで引き上げること。また、0歳から就学前の保育園・幼稚園の自己負担と高校・大学等の学費を無償とすること。また、就学前の保育園や幼稚園及び小中学校における給食費を無償とすること。
3. 義務教育国庫負担制度は「教育の機会均等とその水準の維持向上」という法の目的にふさわしく拡充すること。
4. 就学援助基準の引き上げ(国)、上乘せ(都)し拡充すること。
5. 奨学金制度を堅持・拡充し、返済猶予や返済免除の拡大、返済無しの奨学金制度の対象を拡充すること。
6. 都として、高校授業料助成事業の所得制限をやめ、公私立ともに無償化とすること。
7. 特別支援学級の教職員を増員すること。また、施設整備に係る費用を都がもつこと。
8. 都立高島・板橋特別支援学校で、児童生徒の学習環境が保障されるよう条件整備をすすめること。
9. 教育現場への『日の丸・君が代』の強制を行わず、子どもたち、教職員の思想・信条の自由、人権を保障すること。
10. 教員免許更新制度はやめること。
11. 東京都の教員の人事考課制度はやめること。
12. 年度途中であっても、学級定員を上回ったら増学級を認めること。また、次年度に数人の児童・生徒の転出の際は、学級数を減らさないこと。
13. 初任者複数配置校への正規教員加配を復活させること。
14. 月途中の臨時的任用教員に対して、通勤手当の実費補償を行うこと。
15. 拠点校が受け持つ巡回校について、校数が過大にならないよう、都が基準を設けること。
16. 教職員の旅費の増額を行うこと。
17. 小学校16学級以下の専科教員配置1名増、学校事務職員の欠員を正規職員配置で解消、学校事務職員の複数配置を行うこと。
18. 持ち時数の上限を小学校20時間、中学校18時間とすること。
19. 正規の学校事務職員を増やすこと。
20. 養護教諭を複数配置とするため、現在の配置基準を見直すこと。
21. スクールソーシャルワーカーを全校に配置できるようにすること。
22. 学校図書館司書全日配置の予算措置を行うこと。
23. 都費のスクールカウンセラーの配置日数を増やすこと。また、WISK検査のできる人材を配置するため予算を増額すること。
24. 全国統一の学力テストを中止すること。また、学校別・市区町村別結果の公表は行わないこと。
25. 日本語学級の通級期間を延長すること。また、学級数を増やすこと。
26. 日本語が不自由な生徒について、希望に沿った高校受験ができるよう、受験体制を改善すること。
27. 日本語学級の担当教員の研修を充実させること。また、現在ボランティアとなっていることば支援員を非常勤とし、母国語での意思疎通ができるようさらに増配置すること。

【区に対して】

＜人的配置と労働環境の改善について＞

1. 区として35人学級を全学年に独自で広げること。
2. 学習指導講師の処遇改善を図り、すべての学校の希望にこたえた人数を配置すること。
3. 夏期の水泳指導について2学級以下の全学年に補助員を配置すること。また、児童数に対応した水泳指導員の措置を行うこと。
4. 宿泊の伴う学校行事について、医師と看護師を配置すること。特に大規模校では、看護師は2名以上とする計画を2年間で終わらせること。
5. 教育の一環である学校給食と用務の民間委託はこれ以上行わないこと。また調理室にエアコンを設置すること。
6. 正規の学校栄養士職員を全校に配置すること。
7. 学校図書の司書について、全日配置を目指し、当面週二日に拡充すること。
8. 学童擁護員を増員すること。
9. タイムカードで把握した教職員の在校時間及び持ち帰り含む残業時間の実態を公表し、その実態の原因究明と対策を図ること。また、定められた休憩時間を取得できるようにすること。
10. スクールカウンセラーを週2回以上配置すること。また、天津わかしお学校についても、最低週1回を保障すること。
11. 資格を持ったスクールソーシャルワーカーを増員し、正規職員の配置も行うこと。
12. 中学校での部活動における教員の負担を軽減すること。また、外部指導員を増員し指導報償費を引き上げること。水泳指導補助員の手当を増額すること。
13. 各学校に教職員の休養室を設置すること。
14. 労働安全衛生法の主旨を受け止め、衛生管理者と衛生推進者の研修を行うこと。
15. すべての学校に、職場安全衛生委員会を設置すること。
16. 教職員が、産業医との面談を区内でも行えるようにすること。
17. ハラスメントの実態把握を積極的に行うこと。また、教育委員会の相談窓口があることを教職員だけでなく委託も含み学校で働くすべての人と保護者、子どもへ周知すること。合わせて各学校における研修を実施すること。
18. 全校に「施設管理員」の全日配置を行うこと。当面16時45分から21時まで、警備員を配置すること。
19. 産育休や病休・介護休暇の代替教員、負担軽減の時間講師の人員を確保すること。
20. 更年期障害にともなう健診、通院保障、勤務時間の軽減、休暇など必要な措置をとること。
21. 育児短時間勤務制度が機能するように、時間講師の手配を学校任せとせず、教育委員会として確保すること。
22. 母体保護の観点からVDT作業に着用するOAのエプロンを支給すること。
23. 期限付任用教員を全員正規採用とすること。
24. ICT支援員、ALTの増員をすること。
25. 住宅手当・育休手当・部活手当を増額すること。
26. 単学級には副担任を配置すること。
27. Wiskの検査を、実施しやすくなるよう予算を増額すること。
28. 区として保護者の同意がなくても必要に応じて、要配慮加配を行えるようにすること。

＜施設整備について＞

1. 区の魅力ある学校づくりプランは適正規模・適正配置方針の望ましい学級規模を前提として見直すこと。また、大規模校の解消を検討すること。
2. 複雑多様化するアレルギーにすべての学校で対応できるように施設整備の改善を行うこと。
3. 各学校に冷水器を複数設置すること。
4. 教員用パソコンについて、非常勤講師分も配置すること。
5. 学校要望に応えられるよう予算の増額をすること。
6. 校庭、散水設備、プールの改修の年間実施校数を増やすこと。また散水機の設置、地面の改良は、年次計画を立てて行うこと。
7. 全小中学校の体育館の冷暖房化の計画を前倒しで実施すること。
8. 屋上プールにミスト装置を設置すること。
9. 各学校の屋上防水、外壁塗装の年間実施校をさらに増やすこと。
10. 保健室の改修は、文部科学省の「保健室の施設整備指針」に基づいた保健室となるように実施すること。同時に、現場養護教諭の意見も聞くこと。
11. 化学物質対応の換気扇を大規模改修や建て替えの学校だけでなく、幹線道路に近い学校にも設置すること。
12. 板橋フレンドセンターに土木事務所や土木の監察係が同じ建物に配置される計画については、子どもたちの安全が確保されない場合は中止すること。

＜保護者負担の軽減について＞

1. 就学援助を生活保護基準の1.5倍にすること。
2. 就学援助の補助内容について、眼鏡購入費や部活動費・PTA会費などに支給対象を拡大すること。
3. 義務教育における私費負担のあり方を抜本的に見直し、鍵盤ハーモニカ、リコーダー、裁縫セット、体育着、社会科見学・遠足の交通費、演劇教室、音楽鑑賞教室、ワーク、ドリルなど、父母負担の軽減をはかること。『教職員のための学校私費会計の手引き』を周知すること。また、総合的な学習の時間にかかる経費については公費負担とすること。
4. 学校令達予算を増やし、教材等の公費負担を拡大すること。修学旅行費への補助金を復活させ、保護者負担の上限額を低く抑えること
5. 学校納入金の銀行引き落とし手数料をなくすこと。
6. 小学校の鑑賞教室への補助を増額すること。学校規模の大小で格差が生まれないよう、小規模校に財政補助を行うこと。
7. 卒業アルバムなど一人当たりの負担が大きいものについて、学校規模によって格差が生まれないよう区として補助すること。
8. 学校給食における食材費への補助を行うこと。また、第三子無償化など、負担軽減を検討すること。
9. 日本語教室に通う児童に付き添う保護者の交通費補助を行うこと。

＜特別支援教育について＞

1. 特別支援学級は、2～3学級程度の適正規模となるよう増やすこと。
2. 特別支援学級に就学前の児童が体験学習できるようにすること。
3. 特別支援学級において、大型備品が購入できるよう備品配当予算を増額すること。教室に直接つながる外線電話を設置すること。施設整備について、現場の声を反映した板橋最低基準をつくり、全ての

特別支援学級の施設が充実するよう努めること。

4. 通常学級に通う支援が必要な子どものクールダウンができるスペースを全ての学校で設置すること。
5. 特別支援教育のコーディネーターを専任で配置すること。
6. 特別支援教室について、希望する児童・生徒には、通級での指導を保障すること。また、拠点校1校あたりの巡回指導校数を2～3校にすること。
7. 特別支援教室は、他の利用と兼用ではなく、専用の教室として使用し、2教室以上を確保すること。また、教材などが保管できる場所も確保すること。
8. 言語聴覚士、作業療法士、理学療法士などの外部専門家と連携した指導ができるよう、年2回は各学級への専門家相談を実施すること。
9. 就学相談、就学指導が適切に行われるよう、発達診断や心理テストが実施できる就学相談員を増員すること。また日常の様子を把握できるよう、通園している保育園や幼稚園を訪問すること。
10. 特別支援学級に在籍している児童が、通常級に参加する場合は、保護者の付き添いを必要としないよう対応すること。

＜教育行政について＞

1. 教育委員会の中立性を堅持すること。
2. いじめの対応は、子どもの命と発達を守ることを最優先にすること。学校・家庭などで話し合い、いじめの起きた背景や家庭や教員が抱える課題を検証し、ともに乗り越えられるようあたること。
3. 人権尊重を重視し、性差・障害・LGBTなど、あらゆる差別をなくしていくための取り組みを充実させ、一律的な指導とならないよう区として指針を示すこと。
4. 不登校児童・生徒について家庭の経済状態などを含めたくらしの実態把握を教育委員会として行うこと。
5. 校内暴力・体罰の実態把握と調査のシステムを確立し、体罰を含むすべての暴力を学校から根絶する取り組みを強化すること。外部指導員への研修を強化すること。
6. 不登校を考える親の会など民間の団体への公的援助など育成策を検討すること。
7. 校則について、子どもたちの自主性を尊重し、子ども自身が考える機会を保障することと、人権侵害にあたるような校則はやめるよう教育委員会として各学校に通知すること。
8. 制服や体操着の材質は、透けて下着等がみえないよう配慮すること。
9. 虐待などの早期発見、早期対応を児童相談所など、子どもの人権を保障する専門機関とも連携し、取り組むこと。
10. 式典や行事等で「日の丸・君が代」を強制するのではなく、各学校の自主性を尊重すること。式典では体調不良を訴える児童・生徒が見受けられるため、子どもたちの負担とならないよう配慮すること。
11. 部活動ありきの中学校現場の風潮を改めるため、板橋区が設置している『部活動の日』を辞めること。
12. 教員の授業時間の軽減のために、授業準備や教材研究等の時間を確保し、教育活動以外の事務負担を減らすよう努めること。教員の負担軽減を現場任せにしないこと。
13. 職場体験や就労教育では、労働基準法を学ぶ機会をつくること。男女平等や平和学習を一層すすめること。
14. 職場体験先に自衛隊を対象にしないこと。
15. 放射線教育にあたっては、原発事故の危険性を理解できるようにすること。
16. 教科書採択は現場教職員の意見を十分に尊重すること。教職員が各学校で検討できるよう、見本とな

る教科書閲覧環境を見直し、機会を増やすこと。

17. 特別の教科『道徳』について、数値による評価は行わないこと。
18. 武道の必修化にあたり、安全対策を万全とすること。
19. 学校図書について、基本蔵書数を満たしていない学校に対し、図書購入費の増額をさらに図ること。
20. 土曜授業プランについて、教員の多忙化や長時間労働の一因となっていることを踏まえ、現場の声を聞き廃止や日数減を検討すること。また、実施に伴う教員の振替取得を保障すること。
21. 教育相談機能を区内各地へ置き、充実を図ること。
22. 天津わかしお学校について、教育の充実、区内小学校との連携等、十分な教育活動を保障すること。また、区内小中学校の教職員が、天津わかしお学校について十分知ることができるよう、現地見学や研修、周知の場をもつこと。
23. 小中一貫校の区としての方針を示すまで、志村小と志四中の一貫校化の検討は中止すること。
24. 小中一貫教育について、必要性・妥当性・効果などを慎重に検討し、各学校に強制しないこと。
25. 全国統一学力テストに参加しないこと。
26. 『学力テスト』について、数値目標を現場に押し付けないこと。
27. 日本語学級を増設すること。また、外国籍の子どもの受け入れについて、語学ボランティアだけでなく、非常勤職員の活用などを行うこと。
- 28.
29. 不登校の子どもへのメンタルフレンド派遣の継続をすること。
30. 高校生への交通費や塾代への助成制度を区として創設すること。

＜幼稚園について＞

1. 区立幼稚園の廃園・統廃合、民間委託を行わないこと。
2. 区立幼稚園の教職員に対して、障害に関する研修を行い、必要に応じて相談に応じること。
3. 区立幼稚園での３年保育及び預かり保育の実施を目指し、新河岸幼稚園廃止の前提ではなく、直ちに進めること。
4. 区立高島幼稚園の大規模改修を行うこと。
5. 幼児教育無償化の主旨を踏まえ、幼稚園での保護者負担が増えることの無いようにし、新２号認定については保護者に周知を徹底すること。
6. 私立幼稚園でも要支援児を受け入れやすくできるよう、助成額を増額すること。また親の同意を前提にしないよう東京都へ要請すること。

＜図書館行政について＞

1. 区立図書館について、直営での運営に戻す検討を行うこと。
2. 利用者、学識経験者等が参加する「図書館協議会」を設置すること。
3. 図書館資料費を増やし、音楽ＣＤ、ＤＶＤ等の活字メディア以外の資料についても、より充実させること
4. 東板橋図書館の蔵書数を増やすこと。合わせて、汚れているものなどの買い換えなど更新すること。
5. すべての区立図書館において無期契約の正規職員を配置すること。中央図書館の建替えは、住民合意を得るための努力を行うこと。また建物は公園との調和を基調とすること。公園利用者への説明会を実施すること。
6. 新しい中央図書館の駐輪場、駐車場は無料とすること。

7. すべての区立図書館に駐輪場を十分設置できるよう改善すること。

＜社会教育について＞

1. 生涯学習センター（まなぼーと大原・成増）の利用料は無料にすること
2. 生涯学習センター（まなぼーと大原・成増）が行う各種行事への助成を増やすこと
3. 社会教育団体の育成に力を入れること。
4. 青少年や若い世代の意見が反映できるシステムをつくり、自主的な活動が活発に行われるよう支援すること。
5. 社会教育指導員の研修を保障し正規化すること。また、社会教育主事を採用すること。
6. 社会教育指導員の定着率を引き上げるよう、職場環境の改善を進めること。
7. まなぼーとの機能を区内5カ所で行えるよう検討すること。また i-youth も増やすこと。

7. 雇用、中小商工業者、農業への支援の強化を

【国・東京都への要望】

1. 消費税は5%に戻すこと。
2. ILO（国際労働機関）などの国際条約を批准し、国際条約の水準に立った労働条件の改善、パート労働者の賃金、休暇、福利厚生、教育訓練など、均等待遇を実現すること。
3. 大企業に対して、非正規労働者の正規化の実施、学校卒業者の計画的採用を強力に働きかけること。
4. 正規雇用の拡大に取り組む中小企業への助成を継続、拡充すること。
5. 中小企業の経営を圧迫している固定資産税への収益還元方式の導入や、事業継承を困難にする相続税の軽減制度を作ること。
6. 所得税法第56条を廃止し、家族従業員の給与を必要経費として認めること。
7. 東京都として、固定資産税や都市計画税の軽減策を拡充すること。
8. 無担保無保証人融資の限度額を引き上げること。
9. 制度融資に関わる信用保証について、部分体制の拡大を行わないこと。
10. 下請け単価の切り下げについて、親機病への監視体制を強化し、不正・不当な行為の是正指導を行うこと。
11. フランチャイズ契約による不公正な取引から加盟店の権利を保障するため、東京都として悉皆調査を行い、相談窓口を設置すること。
12. 「商業活性化支援事業補助金」や「商店街チャレンジ戦略支援事業」など、商店街支援策の拡充を図ること。
13. 「新・元気出せ商店街支援事業」の財源を東京都が全額保障すること、また、商店街が随時応募でき、年度をまたがった使い方もできるようにすること。
14. 非正規・正規を問わず、違法・不当な解雇を止めさせること。
15. サービス残業や過労死・過労自死に追い込む長時間労働の是正と規制、有給休暇の取得、育児や介護休暇の取得など家庭と仕事が両立できる労働環境を確立するための企業への指導を強めること。
16. 最低賃金時給を1500円に引き上げ、生活賃金を年収300万円以上とすること。あわせて中小企業への支援策をおこなうこと。
17. 東京都として、雇用問題の相談、調整、調査、研究などの人員と体制を強化すること。
18. 東京都として、公契約条例をつくり、受注した企業の労働者の生活できる賃金と労働条件を確保すること。また、東京都に働く労働者の官製ワーキングプアをなくすこと。

【区に対して】

1. 小規模企業振興基本法にもとづく条例を制定すること。そのために、業種ごとの幅広い事業組合の代表が参加できるような審議会をつくること。
2. 区の利子補給事業をさらに拡充すること。
3. 区内全ての金融機関に対し、特別小口保険の100%融資保証をこれまで通り実施するよう徹底すること。
4. 区内の金融機関に、「貸しはがしを行わないこと、条件変更には速やかに応じること、融資申請は速やかに審査し融資をおこなうこと」を申し入れること。
5. 区の制度融資から「税金の完納要件」をはずすこと。

6. 信用保証料の負担軽減策をさらに拡充すること。
7. 区内業者の仕事おこしにつながる「住宅リフォーム資金助成事業」を復活させること。
8. 「商店リニューアル助成事業」の実施に向け、検討すること。
9. 公衆浴場に対する需要喚起策としての補助金を維持し、代わり湯への補助金を引き上げること。
10. 中小業者のリース代への助成を行うこと。設備費や家賃など、固定費への補助をさらに拡充すること。

(1) 商業支援について

1. フランチャイズ契約による不公正な取引から加盟店を守るために、相談窓口を設置すること。
2. 国保加入の自営業者に対し、傷病・出産手当が支給できる助成制度を創設すること。
3. 商店街放送の設備の維持管理にかかる経費について助成事業を創設すること。
4. 大規模事業者と商店街、区民団体、自治体との間で「商店街振興相互協定」を結び、大規模店の地域商業の影響への軽減、商店街の振興などの役割を持たせること。
5. 商店街のポケット・パークや休息ベンチの設置、駐車場、自転車駐車場の確保や整備をおこなうこと。
6. 製造業と連携した地域ブランド製品の開発に取り組むこと。
7. プレミアム商品券の発行を継続し、支援を強化すること。
8. 「生鮮三品」の小売店支援を行うこと。
9. 「生鮮三品」商店のない商店街に、「とれたて村」などの施策と合わせて産直型の商店ができるように支援すること。
10. 戸別宅配やひとり暮らしの見守りなどの福祉サービスを商店街が行っている事例を区内でも実施できるように支援すること。
11. 商店街の街路灯の LED 化、ソーラーシステム化への支援を行い、設置費用や電気代の 100%補助を行うこと。
12. 商店街への量販店やコンビニの進出には、商店街との事前協議を義務付けること。
13. 「朝市」に対する区の助成は、広報などの PR だけでなく、財政支援を行うこと。含めて検討すること。
14. 防犯カメラの新設・維持・経費運営について、商店街と協議を進めて支援すること。
15. 「商店街活性化支援事業補助金」を増額すること。

(2) 工業支援について

1. 下請け単価の切り下げなど、下請け企業の実態を把握し、是正指導を行うこと。
2. 熟練技術者へ「板橋版マイスター」制度を創設・充実させること。
3. 中小零細業者の経営と生活に対して実態調査行うこと。

(3) 農業支援について

1. 「都市型農業振興、農地保全推進事業費補助金」の増額をはかること。
2. 学校や保育園、福祉施設、病院などの給食で、地場農産物が利用できるようにし、輸送の支援をすること。
3. 「農の風景育成地区政策」（都制度）を活用し、農地を残すこと。
4. すべての農地を対象に保全の方針を定め、営農支援の拡充を行うこと。

(4) 雇用・労働、就労支援について

1. 区内企業が区民を正規採用するときの支援策をおこなうこと。
2. 区の公共施設で働く民間労働者が、プライバシーを守られつつ気軽に相談できる体制をつくること。
3. 区のホームページに青年の雇用支援ページを作ること。
4. 建設労働者に対し、無料でアスベスト健診を行うこと。
5. 仕事がなく、無収入となっている労働者に対し、無利子貸付や生活保障を行うこと。
6. 東京都の「ポケット労働法」と「いたばし若者サポートステーション」の事業内容を、成人のつどい等で配布すること。
7. 成人の発達障害者に対し、職場・労働環境に適応できるよう、区として相談支援・企業での雇用促進支援を行うこと。

8. 安心して住み続けられるまちづくりを

【国・東京都への要望】

●住宅・施設・安心まちづくり関連について

1. 羽田空港の機能強化として、都心上空を飛行機が低空飛行する計画について、住宅地上空を飛ばない経路への変更を求めること。
2. 住宅セーフティーネット法にもとづく住宅改修及び家賃補助について低所得者のセーフティーネットになるよう改善すること。
3. マンションの耐震診断・改修に対する助成の実施を引き続き国に求めること。
4. 老朽化した分譲マンションの建て替えについて、国として金融、税制その他の支援策を打ち出すこと。
5. 特定整備路線補助第26号線について、国は認可の取り消しを、都は計画の撤回を行うこと。
6. 73号・82号の各特定整備路線建設は、住民合意を前提とすること。
7. 公団・公社住宅などへの近傍同種家賃制度をやめ、居住者の負担能力に合った家賃設定とするよう求めること。
8. 独立行政法人都市再生機構がすすめている賃貸住宅の大規模な削減計画をやめ、見直しは民営化ではなく、公共住宅としての役割を果たすよう、国と機構に要請すること。
9. 都に対し、都営住宅の新規建設を求めること。
10. 高齢者の多い都営住宅に、生活援助員を配置すること。
11. 都営住宅の建替え時に、居住者の負担を軽減するために、転居費用に対する支援の拡充、建替え時期を早期に発表することを、引き続き都に求めること。
12. 都営住宅用地の活用を民間企業任せにする「再編整備計画」方針を抜本的に見直すこと。
13. 都営住宅建て替え時における「型別供給基準」を押しつけることをやめ、居住者の実態に合った住宅供給を求めること。
14. 都営住宅の自治会などによる管理対象項目を減らすこと。
15. 都営住宅の建て替えの際、併設している保育園や郵便局など公的施設を、引き続き、その地域で設置できるようにすること。
16. 転居を求められた高齢者に対する家賃補助や転居のための初期費用など、住み替え支援制度に対する都の支援を復活させること。
17. 民間賃貸住宅において、保証会社や管理会社の悪質な行為を法的に規制するために、国と連携して取り組むこと。
18. 都の住宅政策審議会に、民間・公共住宅団体の居住者の代表も参加できるようにすること。また、同審議会は民間賃貸住宅の借地借家人組合など、借主団体や公共住宅の自治会や居住者団体に対して借主側の意見を聞くためのヒヤリングを実施すること。
19. 都営西台アパートと地上を結ぶエレベーターの2機目を増設すること。
20. 最近建設されている都営住宅のドアが重くて（高齢者等社会的弱者が多く居住しており）ドアが開けられず、開けた際にケガをする住民が出ています。緊急に改善するよう求めること。
21. 新住宅セーフティーネット法にもとづく住宅改修、家賃補助の東京都としての上乗せ助成を行うこと。
22. 都市居住面積水準（単身＝40㎡、4人家族＝95㎡）を満たす公共住宅の建設を東京都に求めること。
23. 旧養育院「板橋キャンパス再編整備」計画の推進については、区民から要望が寄せられている元セン

ター跡地への高齢者・障害者の施設の設置など、養育院の歴史を継承した福祉・医療と研究が充実・向上を基本に、地域の住民と合意・納得のいくすすめ方をするよう引き続き東京都に求めること。

24. 城北中央公園の拡張について、住民の意見をよく聞くこと。2020 年度建築制限が緩和されたことを対象地域に周知すること。
25. エレベーター、スロープの設置など、板橋区の都営住宅・供給公社住宅のバリアフリー化の促進を求めること。

●公共交通関連について

1. 国・都に対して、区内循環コミュニティバス整備のための助成を求めること。
2. 都営三田線、東京メトロ、東武東上線、JRの区内各駅について、複数の通路にエレベーター、エスカレーター等を設置するよう国に働きかけること。
3. JR 板橋駅及び東武東上線各駅にホームドアを早期に設置するよう働きかけること。
4. 都営三田線の車両を増やすこと。
5. 地下鉄駅への災害浸水対策を十分に行なうよう求め、避難マップを地下鉄駅構内で周知するよう求めること。
6. 東武東上線の立体化については、住民合意のないまま進めないこと。また、地下化についても検討すること。また、全区間を立体化の対象として計画を再検討すること。
7. 視覚障害者が安心して移動できるように、主要幹線道路の横断歩道に音響式信号を設置すること。
8. 国道・都道については電柱等の移動、地下化を要請すること。
9. 国道・都道をだれもが安心して歩くことのできる、自転車安全に走ることができる歩道と自転車道の整備を求めること。
10. 国道・都道の街路樹木等の選定の回数を増やすこと。
11. 国道・都道の交差点や横断歩道周辺の水たまりの点検と改修を早期に行うこと。
12. 歩道橋の老朽化対策を国と東京都に求めること。
13. 東武鉄道に対し、駐輪場整備の負担分担を引き続き求めること。

【区に対して】

1. 誰もが安心して居住できる住宅環境の改善を求めます。

1. 住宅政策に貧困対策の視点を盛り込むこと。
2. 分譲マンション共用部分のバリアフリー化助成を行うこと。
3. 長期修繕計画の未作成のマンションに対する建物診断費用、長期修繕計画作成の助成制度の創設をすること。
4. 安全な飲料水を維持するために、受水槽の清掃等、法規制のない10トン以下の受水槽に対し、助成制度を導入し奨励をすること。
5. 「板橋区良質なマンションの管理の推進に関する条例」に基づく実態調査を受けて、管理組合立ち上げ支援事業など具体的な支援策を検討するための会議体をただちに立ち上げること。
6. 『管理組合新任役員向け基礎勉強会』講師を有償とし、テキストの共有化と水準を引き上げるため、内容を統一化するなど充実させること。
7. 『マンションの省エネガイドブック』を作成し配布すること。
8. 高齢者、障害者、母子、若年ファミリー層、低所得者層への家賃補助制度を創設すること。
9. 独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅において、収入減となっている居住者や入居を希望するファ

ミリー世帯への家賃助成を行うこと。

10. 区民が耐震リフォーム工事で、区内業者に発注した場合の助成割合を上げること。
11. 「住宅リフォーム制度」を復活させること。
12. 空き家住宅・団地の実態把握をし、高齢者、障害者や母子世帯、低所得者の住まいの確保など、福祉と連携した活用を図ること。
13. 高齢者住宅「けやき苑」の廃止及び区営住宅への統合計画を撤回すること。
14. 中丸町けやき苑から区営小茂根 1 丁目住宅に移転する人の管理費(共益費)が引き上がらないようにすること。
15. 孤独死予防対策や認知症高齢者への支援、見守りの強化など、巡回管理人の配置と、高齢者の多い団地には生活援助員を配置すること。
16. 住宅を借りる際に「保証人」がいない高齢者、母子家庭などに区が保証人を引き受ける制度を創設すること。
17. 大規模建築物を建てる際に保育施設を入れる協議は行っているものの、設置されていない理由などを検証し、改善すること。
18. 仲宿区営住宅の新築計画に保育園を含め地域の要求が反映できるようにすること。

Ⅱ. 安全、暮らしにやさしいまちづくりを

1. 公園・公衆トイレの改修計画は、国の 45%目標に合わせて前倒しで実施すること。
2. 子ども動物園高島平分園を改修すること。合わせて子ども用トイレを設置すること。
3. 子どもへの犯罪防止の観点から公園指導員を積極的に配置すること。
4. バス停に屋根とベンチを設置できるよう関係者と協議し、設置可能な場所には早期実現をはかっていただきたい。
5. 全ての当日利用枠のない自転車駐車場に一定の当日利用枠を設けること。
6. 駅から遠い場所や屋根がない自転車駐車場は新たな減免や無料化を検討すること。
7. 一括委託について、働いている人、利用者の声を区が直接聞き、実態を把握し、検証すること。
8. 区道の歩道と自転車道の整備計画の推進を早めること。
9. 区内の各施設に設置されている「だれでもトイレ」に障害者が利用できるベッド(折りたたみ式)を設置すること。
10. 「福祉のまちづくり指針」に基づいて、区の施設を総点検し、改善計画を作ること。
11. 「福祉のまちづくり施設整備助成」について、基準の緩和、助成金の増額など使いやすい制度にし、区民への広報を積極的に行うこと。
12. 歩車道間の段差解消を調査し、引き続き計画的にすすめ高齢者、障害者に配慮した道路に改善をすすめること。
13. 現在運行されている、コミュニティバス「りんりん号」について、今後の検討過程を区民に明らかにし、運行路線を増やすこと。
14. 浸透枳設置助成を拡充すること。
15. 子どもの池を減らさないこと。

Ⅲ. 住民参加・住民合意のまちづくりを

1. 大山西地区まちづくり計画において、都市計画道路補助第 26 号線の建設計画や東上線の立体化の見通しも見えないまま、クロスポイント周辺地区の再開発を優先しないこと。

2. クロスポイント周辺地区の再開発において、現在の居住者の生活や事業者の生業の水準を保障すること。
3. ハッピーロード大山商店街のアーケードの強制撤去を行わないこと。
4. 板橋区B用地（板橋1丁目）のJRとの共同開発について、現在すすめられている計画は、将来の財政負担を含め、住民の理解が得られるものではないため、再検討すること。
5. 上板橋駅南口駅前及び周辺地域の防災対策は、再開発を前提とせず独自に進めること。
6. 旧高島第七小学校跡地活用の公共施設のあり方は、住民参加で検討すること。また、高島平区民館や高島平健康福祉センターなど公共施設の老朽化対策を、まちづくりを理由に後回しにしないこと。
7. 高島平の緑地帯の老朽樹木の伐採は、プロムナード構想とも大きく関わっており、今後の整備方針を、住民とともに策定し、継続的な管理計画をもつこと。
8. 『分譲マンション管理アドバイザー派遣事業』制度の更なる周知を図ること。
9. 中高層建築物紛争予防条例の実効性を高めるため、合意事項を書面で確認することについて条例改正をすること。
10. 補助73号線の進捗状況について、地元住民への説明会を行うこと。
11. JR板橋駅西口のまちづくりについて、協議内容や進捗状況の説明会を実施すること。

9. 原発をなくし、自然エネルギー社会の実現へ

【国・東京都へ要望】

1. すべての原発からただちに撤退する政治決断をおこない、「即時原発ゼロ」の実現をはかること。
2. 原発再稼働方針を撤回し、すべての原発を廃炉のプロセスに入ること。
3. 青森県六ヶ所村の「再処理施設」を閉鎖し、プルトニウム循環方式から即時撤退すること。
4. 原発の輸出政策を中止し、輸出を禁止すること。
5. 大事故の科学的検証、廃炉と使用済み核燃料の処理などのための研究、技術開発と、強力な権限をもった規制機関を確立すること。
6. すべての原発被害に対する全面賠償、迅速で徹底した除染、被災者の生活支援、子どもをはじめすべての原発被災者のいのちと健康を守る医療制度、教育条件の整備、産業と雇用、地域経済の再生に全力で取り組むこと。
7. 「第5次エネルギー基本計画」を見直し、再生可能エネルギーの抜本的拡大を図ること。
8. 再生可能エネルギー（自然エネルギー）の最大限の普及と低エネルギー社会への取り組みを本格化させること。
9. 発送電の分離など、再生可能エネルギーの大規模な普及にふさわしい電力体制の改革に直ちに着手すること。
10. 再生可能エネルギーによる発電、エネルギーの地産地消に取り組む企業や自治体への支援を行うこと。
11. 個人住宅および中小零細企業への自然エネルギー、省エネ機器の普及への助成を拡大すること。
12. 都営住宅、UR住宅への自然エネルギーの導入を求めること。
13. 再生可能エネルギー固定価格買い取り制度を見直し、消費者への価格転嫁をやめること。

【区に対して】

エネルギー対策について

1. 区内の事業者、住民、NPOなどを対象に、再生可能エネルギー固定価格買い取り制度についての説明会を開き、普及促進を図ること。その際、消費者に価格転嫁とならないようにすること。
2. 区内の産業界や町工場などの技術を、各種の再生可能エネルギーの試作機製造などにむすびつけられるようなプロジェクトを区として立ち上げること。
3. バイオマス発電について研究すること。
4. 公共施設には太陽光パネルと郁伝システムを導入すること。
5. 公園の街路灯や時計などはソーラーシステムを導入すること。
6. 区内の未利用エネルギーの開発を促進すること。

放射線対策について

1. 放射線測定の水準を引き下げず、引き続きおこなうとともに、測定か所を増やすこと。
2. 原発事故に備えた資器材を十分確保すること。
3. 内部被ばくの危険性について、継続的な検査と健康をチェックする体制をつくること。
4. 放射能検査については今後も継続し、小中学校、保育園など児童福祉施設、区立福祉園、区立特養ホームにおいても、食材のサンプル検査を適時実施すること。

5. 小中学校、保育園など児童福祉施設、区立福祉園、区立特養ホームで放射線対策が行えるよう、空間線量計の貸し出しを引き続き行うこと。また、職員への情報提供や学習する機会を設けること。
6. 区内に流通する食品についての放射能サンプル検査を適時行うこと。

10. 地球温暖化防止、環境施策の推進を

【国・東京都への要望】

- 1 主要な温室効果ガスである二酸化炭素の排出量を、自然界が吸収可能なレベルに抑制することを目標に、1990年比で2030年までに40%～50%削減、2050年までに80%削減を達成できるように計画をもって取り組むこと。
- 2 二酸化炭素の最大の排出源である産業界の削減目標を明らかにし、実質的な削減を実現すること。
- 3 石炭発電所の新規建設を中止すること。
- 4 再生可能エネルギーの抜本的拡大を図ること。
- 5 大量の二酸化炭素を発生させる超高層ビル建設をすすめる「都市再生」計画をやめ、都市の成長をコントロールして、自然と共生する持続可能な都市づくりに転換すること。
- 6 自動車交通を誘発・増大させる3環状道路や大型幹線道路計画を抜本的に見直すこと。
- 7 自動車依存型社会から脱却すること。
- 8 環境確保条例に自動車総量規制を盛り込むなど、実効性のある排気ガス規制を行うこと。
- 9 環8道路の相生町交差点をはじめ、板橋区内の幹線道路周辺各所に常設のPM2.5の測定をする大気汚染測定室を設置すること
- 10 大和町交差点の周辺道路(中仙道・環七通り)の歩道部分に中木程度の緑化を進めること。また、環8道路周辺の緑化をすすめること。
- 11 アスベスト被害者全員を救済すること。アスベストを製造、販売、使用、廃棄した企業の追跡調査を行うとともに、被害者救済、追跡調査など業界・企業の責任を果たさせ、保障制度のない自営業者などへの補償制度を国としてつくること
- 12 東京都として、アスベスト被害者の健康調査の助成制度をつくること。
- 13 ゴミ発生抑制のため、拡大生産者責任を、製造、使用、販売、廃棄にいたるまで明確にした法改正を国に対して求めること。
- 14 容器包装の拡大生産者の責任を強化すること。
- 15 区市町村のごみのリサイクル、再資源化の取り組みがすすむよう、支援、助成を拡大すること。
- 16 土壌汚染対策として、工場等の廃止や土地の改変時における調査は、第三者機関が行い、全面的に公開するよう求めること。また土壌改善のための中小企業への支援を行うこと。
- 17 低周波公害について基準を作り、被害者への支援を行うこと。
- 18 化学物質による環境汚染がひきおこすとされているアトピーや化学物質過敏症、ダイオキシンをはじめとする環境ホルモンの悪影響、シックスクールやシックハウスなどへの健康被害の調査と安全対策を強化すること
- 19 都道の街路樹を増やし、管理すること。

【区に対して】

1. 家庭ごみの有料化はやめること。
2. サーマルリサイクルを中止すること。
3. 廃プラスチック類のさらなる分別・リサイクルをすすめること。
4. 区内における様々な解体工事に伴うアスベストの被害が広がらないように、区の指導が強化できるよう条例を策定すること。また、第3者を入れてアスベストの対応が適切に行われているかどうか確認できるよう、業者への指導を強めること。

5. 区が主催する会議において、ペットボトル飲料の提供をやめること。
6. 生ゴミリサイクルの出口確保のため、より完成度の高い「堆肥」の商品化、小・中学校、区民農園、区内の農家、公園や公共施設などでのいっそうの積極的活用を図ること。
7. 廃油の収集とリサイクルを研究し、福祉作業所等の利用者の仕事づくり等と結んで、廃油再利用をすすめること。
8. 家電リサイクルで排出時の負担軽減を低所得者に実施すること。
9. ダイオキシン類対策、土壌汚染など環境汚染に対する「環境オンブズマン制度」を創設すること。
10. 効果の薄い「エコショップ制度」を止め、ISO14001に準じる公的環境認証制度を創設すること。
11. 幹線道路沿い50m 以内にある小・中学校、保育園、幼稚園に通う子どもたちの健康被害を調査すること。また結果を環境対策に生かすこと。
12. 個人住宅・民間零細業者に対し、アスベスト含有調査のための助成額を上限 5 万円から引き上げること。また、除去に対する助成制度をつくること。
13. 保存樹木の管理費助成の増額など、支援を強めること。
14. 区民農園について、2年継続利用できるようにすること。
15. 緑の活用に重点を置いてきたグリーンプラン 2025 を抜本的に見直し、増やすための具体策を持つこと。

1 1. 文化・スポーツ施策の充実を

【国・東京都への要望】

1. 文化芸術振興基本法を生かし、表現の自由や行政の不介入などの原則を守り、芸術・文化活動への公的支援を充実させること
2. 文化活動への税制支援を具体化すること。
3. 労災が適用されないなど、専門家がおかれている、遅れた社会保障の現状をただちに解決すること
4. 劇場を支援する仕組みを実現すること。トップレベルへの重点支援だけ増やすのではなく、芸術文化活動全体の充実をはかること。
5. 映画団体が提唱している日本映画振興基金などの実現を図り、日本映画への支援をすすめること。
6. 国連の「子どもの権利条約」第31条にある、子どもの文化的権利を実現していくことや、学校での芸術教育や、子どもたちが芸術に親しめるよう環境を整備すること。スポーツをギャンブルにゆがめる「サッカーくじ」は廃止し、公正・透明な補助制度の確立をはかること
7. 国民本位のスポーツ振興を着実にすすめるよう「スポーツ基本法」に基づき、スポーツ予算を増やすこと
8. 史跡、文化財、文化遺産の監理、保護、文化財や歴史・自然環境を保存する予算を大幅に増やすこと。

【区に対して】

○芸術・文化活動について

1. 文化会館は、収益優先ではなく、区民が文化を発表する場としての運営に重点を置くこと。
2. 文化会館について、利用者懇談会を開催すること。また、音響設備を充実させること。
3. 2013年度、区の補助金削減により区内の文化団体へもたらされた影響を鑑み、助成金額を元に戻すこと。
4. 文化会館の利用料について、区内団体の割引制度を作ること。
5. 和太鼓や音楽の練習ができる場所を増やすこと。
6. 集会所、会議室、体育館等の利用料を引き下げること
7. 集会所、会議室へのビデオ・DVD設置をすすめること。
8. 全集会所の施設改善計画を策定し、冷蔵庫・冷水器・洋式トイレ・ウォシュレットを設置すること。また、畳の入れ替えや机、イスの入れ替えを行うこと。

○スポーツについて

1. 青少年が自主的なスポーツ活動を行える青少年センター、スポーツ施設を新設すること。
2. 老朽化しているスポーツ・レクリエーション施設や学校施設においても、障害者が安全に、いつでもスポーツが楽しめるよう、すべての施設でユニバーサル化、バリアフリー化が具体化されていない箇所を改善すること。
3. 指定管理者制度を導入した施設は、業者と区と利用者による協議会を設置して、施設の利用方法や運営について利用者の意見が十分反映できるようにすること。
4. 荒川河川敷の駐車場は無料に戻すこと。大会等で利用する場合は、せめて1回500円を1日500円に改めること。
5. スポーツ施設の利用料を引き下げるとともに、22歳以下の青年・学生への割引制度の導入、現行

65歳からの割引制度を55歳以上に拡充するとともに、高齢者団体への減免制度を創設すること。

6. プール使用について、貸切使用と一般使用とがともにスムーズに利用できるように、練馬区のように毎日半面貸切、半面一般開放にするなど、運営を改善すること。貸切利用の場合でも安全のため監視人をつけること。
7. 新設された小豆沢公園のバスケットコートをボールの音が吸音できるような材質に変えること。

○共通して

1. 区内の、文化、スポーツ、教育などの自主的な団体の育成と援助を行い、必要な助成制度を作ること。
2. スポーツ、文化、教育施設の利用料の引き下げと、55才以上と22歳以下の青年・学生への割引制度を新設すること。
3. グリーンカレッジの駐車場については、利用者割引も行われていないので、他施設同40分無料にすること。
4. グリーンホール利用者のための駐輪場を拡大し、合わせてバイクの駐輪場も設置すること。
5. 区施設において、保育専用室を設置すること。

12. 憲法第9条と平和都市宣言を活かす区政に

【国・東京都への要望】

1. 日本国憲法の改定は行わないこと。
2. 核兵器禁止条約を批准すること。
3. 特定秘密保護法を廃止すること。
4. いわゆる共謀罪法を廃止すること。
5. 安全保障関連法制は廃止し、集団的自衛権行使容認の閣議決定は撤回すること。
非核三原則を堅持し、さらに法制化すること。
6. 防衛整備移転三原則の閣議決定を撤回し、武器輸出はやめること。
7. 不要なイージス・アショアの配備をやめること。
8. 沖縄への米軍基地の押し付けをやめるとともに、横田基地をはじめとした各地の在日米軍基地の返還を
米国に求めること。
9. 辺野古新基地建設をやめること。
10. 「動的防衛力の強化」などの軍拡につながる計画をやめること。
11. 防衛省・自衛隊による憲法違反の情報収集や国民監視活動を中止すること。
12. レンジャー行進など、自衛隊による市街地・住宅街での訓練はおこなわないこと。
13. 横須賀を原子力空母の母港にすることをやめるとともに、東京湾内に核燃料を持ち込ませないこと。
14. 空母艦載機などによる NLP（夜間離発着訓練）など、住民に多大な騒音被害をもたらし、事故の危
険にさらす米軍機の訓練を中止させること。
15. オスプレイの飛行情報の公開を求め、オスプレイの横田基地配備を撤回すること。
16. 米兵犯罪を抑止するとともに、国内での米兵犯罪・事故は例外なく日本の司法権の対象とするため、
日米地位協定を改定すること。
17. 旧日本軍の「従軍慰安婦」に対する謝罪と補償をおこなうこと。
18. 治安維持法の犠牲者とその遺族に対して謝罪と補償をおこなうこと。
19. 空襲被害者をはじめ、すべての戦争犠牲者に対して補償をおこなうこと。

【区に対して】

1. 平和首長会議や「非核平和都市宣言」自治体の活動に積極的に参加すること。また区長として被爆者
署名に署名すること。
2. 引き続き、区長も広島・長崎の平和式典に参加すること。
3. 戦争体験の継承事業を様々な方法で行うこと。
4. 「平和の旅」を区内高校生や一般区民にも拡大すると同時に、沖縄も行き先として拡大すること。
5. 第5福竜丸保存館を社会見学先に取り入れるなど、子どもたちの平和学習の取り組みを強化すること。
6. 「板橋キャンパス再編整備計画」で一体整備される大山公園に、旧養育院での戦争犠牲者の慰霊碑を建
立すること。
7. 加賀史跡公園は平和のための史跡展示とし、それにふさわしい名称を検討すること。

板橋区長 坂本 健様

2021 年度当初予算に対する地域要望

2020 年 11 月 18 日

日本共産党板橋地区委員会
日本共産党板橋区議団

2021 年度当初予算に対する地域要望

- ・ときわ台駅北口ロータリー内にある高いポール型の電灯切れを直すか、LEDに変えること。
- ・西前野公園、常盤台北口公園、見次公園、志村第三公園のトイレを改善していただきたい。
- ・常盤台公園にあるトイレに「だれでもトイレ」を作ってください。
- ・現中央図書館跡地の活用に、地域の声を反映させること。
- ・前野ホールは存続してください。
- ・前野町三丁目集会所に替わる集会所を早急に用意すること。
- ・北前野小学校向いの空き地に、特別養護老人ホームを建設してください。
- ・常盤台駅に区立の自転車駐車を増設してください。
- ・見次公園のトイレを改修してください。
- ・前野町1丁目けやき公園のトイレを改修してください。
- ・環状7号線・武蔵野病院前交差点を歩車分離信号にしてください。
- ・放36号線(要町通り)の延伸について、騒音や排ガス対策、緑化など、周辺環境に十分に配慮してください。また、地元小茂根に暮らす住民の生活が分断されないよう、歩行者横断帯を確保してください。
- ・桜川いこいの家のトイレを男女別にすること。また、洋室以外も貸し出してください。
- ・桜川、東新町、東山町、小茂根、大谷口、向原のいわゆる区南部地域は交通不便地域となっているので、公共交通サービスによって早急に解消すること。
- ・都立城北公園の拡張計画の事業化について、今後新たな事業化区域を設定しないこと。
- ・区立上板橋第二中学校の跡地等の利用について既存の建物をこわさないで有効活用すること。活用については地域住民の意見を集約し、声を反映すること。
- ・向原第二住宅の建て替えについて、賃借人も含めた住民が困ることがないように、区として相談会を開くなどの対応をすること。
- ・さくらテラスがコロナの感染拡大以降利用できなくなっています。利用できる居場所を設置してください。
- ・コーシャハイム向原はビル風が強く問題になっています。防風壁など、風よけを設置してください。
- ・小茂根1丁目集会所の男女共有トイレの改修及び道路から同施設入り口に至る階段への手すりを設置してください。
- ・小茂根2丁目公園内、周辺に街灯を増やすこと。
- ・小茂根2-11-4の交差点にカーブミラーやガードをつけるなどの安全対策を講じること。
- ・小茂根4-2-4の前の道路が通学路となっているが、標識等がなく登下校の時間帯が危険な状態である。通学路であることがわかるように標識等の設置を行うこと。
- ・区画5号道路の見通しが悪く、カーブミラーがあっても歩行者の飛び出し等の危険を察知することが難しくなっているので、大谷口64にある電柱の位置を映して改善を図ること。
- ・大谷口地域に新たな集会所を設置すること。
- ・大谷口上町公園の井戸が災害時使用できるよう手押し型ポンプを設置すること。
- ・大谷口2丁目のスーパーよしや大谷口店の店舗前の歩道が歩きにくい。約2mの歩道の中央のガードレールを取り、段差をなくしてフラットにするよう道路整備を行うこと。
- ・東山公園内集会所を廃止しないこと。
- ・上板橋駅の南口側にエスカレーターを設置すること。

- ・都道 201 号・高島平 1 丁目 4 番（西台中）と 5 番の一方通行出口にカーブミラーを設置してください。
- ・旧高島第七小跡地利用について、地域の人が使えスペースを大幅に拡大すること。
- ・旧高七小学校の柵をきれいにする。
- ・高島平地域センターに暗幕を設置すること。
- ・高島平緑地の竹の子広場に『一時避難場所』の看板を設置すること。
- ・若木 2・3 丁目地域の洪水対策をすすめてください。
- ・若木通りの電柱を地下に埋設し、車いすでも通行できるよう歩道を整備してください。
- ・補助 238 号線ときわ通りと西台中央通りの交差点に信号機を設置してください。
- ・環 8 本線に接続する補助 249 号線区道の擁壁の緑を枯らすことなく、維持管理すること。
- ・浮間舟渡駅前のスポーツ公園を災害時の一時避難場所や町会のイベント、お祭りなどの広場として地域に開放してください。
- ・舟渡地域センターにエレベーターの設置をしてください。
- ・高島通りと環八の交差点の交通安全対策に取り組んでください。
- ・東武練馬駅臨時改札口前の区営駐輪場を拡充してください。また、東武練馬タウンブリッジ周辺にエレベーターを設置してください。
- ・東武練馬駅臨時改札口の改札時間の延長を東武鉄道に求めている。
- ・東武練馬駅北口踏み切りについては、一方通行とする要望が出されている。練馬区側商店街との話し合いがスムーズに行えるよう、区がコーディネートすること。
- ・高島平二丁目町会内に郵便ポストを設置してください。
- ・都営三田線高島平駅東口団地側にエスカレーターを設置してください。また西口改札にも一日人の配置をしてください。
- ・徳丸二丁目区営住宅にエレベーターを設置してください。
- ・徳丸不動通りに、路上パーキングを設置するよう関係機関に働きかけてください。
- ・徳丸橋から高島一中までの両側の歩道を広くしてください。
- ・西台駅の東口にもエレベーターを設置してください。また西口に常時、人を配置してください。
- ・西台駅前交番前の都道の水はけを良くしてください。
- ・西徳第二公園の東側にある階段に手すりを設置してください。
- ・新高島平駅の高島平 7 丁目に出る口にもスロープを設置してください。
- ・新高島平駅にタクシー乗り場を設置してください。
- ・新高島平駅南自転車駐車場において、駐輪番号が見えるよう改善してください。
- ・成増三丁目集会所洋室に食材保存のための冷蔵庫を設置してください。
- ・三園 2 丁目に公園をつくってください。また緑を増やしてください。
- ・三園 2 丁目に集会所をつくってください。
- ・旧三園中継跡地の瓦礫を撤去してください。
- ・赤塚・成増地域に公立保育所を新設してください。
- ・成増団地建て替えに伴い発生する余剰地に都営住宅や高齢者福祉施設を作ってください。
- ・赤塚庁舎前のバス停に屋根をつけてください。
- ・東京メトロ地下鉄赤塚駅に駐輪場をつくってください。
- ・成増駅北口の西友の施設内に、駐輪場を増設するよう、西友に要請して下さい。
- ・東上線成増駅と下赤塚駅周辺の駐輪場を増設してください。
- ・下赤塚、成増駅の開かずの踏切対策をしてください。

- ・富士見地区に高齢者の介護施設をつくってください。
- ・中山道くんだり方面「大和町」バス停は、富士見病院・大和病院に通う患者が多く利用するため、緊急に雨屋の設置をしてください。
- ・中板橋駅の北口側へエレベーターを設置し、北口改札口を出たスペースの拡大とスロープを含むバリアフリー化を図ってください。
- ・中板橋駅の南口側を、駐輪場の地下化とともに半ロータリー化を図り、タクシーが常駐できるような駅前広場を作ってください。
- ・中板橋駅南口駐輪場の駐輪場利用券の券売機から駐輪場の係の人が常駐する小屋へ屋根をつけて、利用者が濡れないで券売機等を利用できるようにしてください。
- ・中板橋駅南口の駐輪場にある街路灯が消えているので付け替えてください。
- ・幹線道路に阻まれている都営三田線の板橋本町駅の A 3 ゆめパーク側へエレベーターを設置してください。
- ・ときわ台駅の開かずの踏み切り対策を強力にすすめてください。
- ・中根橋の橋の改修工事について、当初の設計図のように、住民が憩えるスペースを入れた改修計画を再度検討してください。
- ・石神井川周辺で発生している虫は減りはしましたが、まだ目にまとわりつく状況の改善が必要です。対策を引き続き実施してください。
- ・石神井川沿いの桜の樹の老朽度を再度実施し、老木については緊急に植え替えること。
- ・氷川町、栄町、の石神井川沿いのブロック舗装をカラーロードにするための改修工事の残った部分について早く進めてください。
- ・板橋消防団の第 3 分団詰め所は板橋キャンパスの防災広場に予定されている東京都の防災倉庫等の設置と合わせて、分団の詰め所と防災倉庫を設置できるようにしてください。
- ・氷川図書館の女性トイレのひび割れ、悪臭の改善を図ってください。
- ・富士見団地の建て替えにともない生じる余剰地について、地域住民から要望が出されている介護関係の施設・事業所や買い物ができるスーパー等の設置ができるよう、東京都に働きかけてください。
- ・富士見町 20 番地の都営住宅近くの横断歩道が遠くて大変です。板橋第 8 小学校と富士見団地をつなぐ歩道橋にエレベーター・スロープを設置してください。
- ・20 番地に新設された富士見団地の各戸のドアが重い為、出入りの際に事故等が生じているので改善をはかってください。
- ・区立氷川児童遊園から環七側の道路に出るところにカーブミラーの設置をしてください。公園から急に子どもが飛び出して危険です。
- ・山中集会所・栄町集会所は廃止しないでください。
- ・南常盤台 2 丁目区営アパートにエレベーターを、緊急性を確認し、一日も早く設置してください。
- ・幸町集会所は廃止しないでください。
- ・幸町集会所の夜間・休日利用時に管理人を常駐させてください。又は、安全対策として内側から施錠できるようにしてください。
- ・大谷口北町集会所のマイクの状態が良くないので、修理あるいは新しいものへ変えること。またワイヤレスマイクを設置し、椅子及び洋式トイレを増やしてください。洋室にスクリーンを設置すること。
- ・大山交通公園改修について
 - ① 交通公園としての機能を残すこと。
 - ② 現在の管理棟にエレベーターを設置し、地域住民が利用できるよう集会所を残すこと。建て

替える場合は②の要望を取り入れて施設をつくること。

③ 改修時期を周知するとともに、改修工事までの間、集会所にエレベーター設置を緊急に実施すること。

④ できうる限り樹木を残すか、植樹をして緑豊かな公園とすること。

⑤ 旧大山小跡地暫定開放となっているスペースの活方法を、広く住民の意見を聞くなど、意見交換会を行うこと。

⑥ ボール遊びができるスペースをつくること。

- ・幸町のスーパーイダ前の出水対策を強化してください。
- ・大山駅近辺に当日利用自転車駐車場があることを知らせる看板が目立たないので、目立つように設置し、さらに増やしてください。
- ・大山駅東口改札口を終電まで開けてください。
- ・大山駅近辺の当日利用自転車駐車場をさらに増やしてください。
- ・大山地域に図書館を作ってください。
- ・熊野地域センター、中丸いこいの家、スーパー、コンビニなどに図書の返却ポストを設置してください。また、地域センターでも図書の検索や貸し出しができるようにしてください。
- ・板橋第5小学校の周辺に散歩中の人が一休みできる「街のシルバーシート」などを設置してください。
- ・金井窪の出水対策を強化してください。
- ・熊野町 35-7 番～34-17 番に至る道路の大雨時、山手通り、川越街道、両方向から水が流れ込みます。特に、35-3 番の四つ角が高くなっているため、この一帯の道路が冠水します。大雨時は通行止めにしてください。
- ・大山東町 9-10 の雨水・排水対策を強化してください。
- ・中丸児童遊園の蚊の対策をしてください。
- ・中丸なかよし児童遊園でのごみやたばこのポイ捨て、夜間の騒音対策を行うこと。
- ・旧みなみ児童館を地域に開放してください。
- ・熊野地域センターの雨漏りを早急に直してください。
- ・熊野公園トイレについて
 - ①トイレの清掃は清潔を保つため、毎日行ってください。
 - ②内部の塗装をしてください。
 - ③誰でもトイレは自動開閉しません。修理をしてください。
- ・熊野地域センターの3階ホールに卓球台を設置してください。
- ・首都高速5号線の拡幅工事に伴う振動対策を強化してください。
- ・高速道路高松ランプ周辺の騒音・振動対策を強化してください。
- ・中丸いこいの家を存続して下さい。
- ・中丸いこいの家の夜間・休日利用時に管理人を常駐させてください
- ・板橋1、2丁目に認可保育園を増設してください。
- ・板橋1、2丁目にふれあい館や高齢者介護支援センターを新設すること。
- ・板橋1、2丁目に音楽演奏や発表会ができる小・中型ホールを新設すること。
- ・「南板橋公園集会所」廃止に代わる集会所を新設すること。
- ・「下板橋駅前集会所」にエレベーターを設置すること。
- ・「ハイレイフプラザいたばし」について
 - ① 10名程度の少人数利用もできる施設にすること。

② 他施設に比べて利用料金が高いので値下げをしてください。

- ・板橋地域センターの公衆電話が撤去されて不自由です。設置をしてください。
- ・板橋地域センターの地下会議室を利用した簡易調理を認めてください。
- ・パーリントン公園の公衆便所西側外壁面の鋸打跡が点々と灰色となっており、ペンキ塗装で改善すること。
- ・板橋駅前公衆便所（女性用）は2室ですが、1室は洋式に改善をしてください。
- ・東板橋図書館について

① 図書数を増やしてください。

② 文庫本など買い換え可能なものは更新すること。（黄変、水よれ、書き込みなどのはなはだしいものがある）

- ・JR 板橋駅再開発ビルの区利用床に、地域住民が低額で利用できる集会室を確保してください。
- ・JR 板橋駅及び西口再開発にあたり、周辺道路の舗装を改修してください。
- ・都営三田線新板橋駅トイレを、地上階または改札階に設置すること。
- ・公衆電話は撤去せず、存続をしてください。
- ・板橋1、2丁目に高齢者住宅をつくること。
- ・板橋1、2丁目の鉄道駅前、大型公共施設前に郵便ポストを設置すること。また、郵便ポストを移設するときは、新設ポストを設置してから、従前のポストを廃止すること。
- ・板橋区役所から東板橋体育館に至る王子新道は、かまぼこ型で道路側面の自転車通行が困難です。歩道も凸凹が多く利用しづらい。早急に安全な舗装にしていきたい。
- ・都営地下鉄「板橋本町駅」A2口へエレベーターとエスカレーターを設置してください。
- ・都営地下鉄「新板橋駅」の板橋4丁目側出入り口を、階段の下（4丁目1番地の住宅側から、階段を上らずに駅に入れるように）に設置するよう、東京都に検討を求めてください。
- ・板橋4丁目スカイプラザ（スーパーライフ）から金沢橋への道路は電柱のために歩道は歩行者も自転車に乗っている人も困っているため、無電柱化となるよう関係機関に申し入れをすること。
- ・北園高校西側のガードレールを移動する、また電柱を移動するなど、歩行者と自転車が安全に通行できるようにすること。
- ・加賀2丁目公園の草刈りを適切な時期に実施すること。また、ガーデン通路の植栽を低くし、見通しを良くすること。合わせてベンチの増設を求めます。
- ・加賀地域の石神井川周辺で発生するユスリ蚊の対策を強化してください。
- ・家政大と加賀の間の道路の歩道に植え込みを作り緑を増やすなど、自然エネルギーの転換を支援していただきたい。
- ・加賀1丁目の避難所について、金沢小ではなく、東京家政大学を指定するよう検討してください。
- ・蓮沼、小豆沢地域で、銭湯利用が不便になっている人たちへの手立てを講じていただきたい。
- ・本蓮沼公園内集会所のトイレを男女別、洋式にしてください。
- ・旧中山道の清水町46番と73番、あるいは47番と72番をつなぐ交差点の歩行者信号の青の時間が短か過ぎて高齢者などが渡り切れません。青の時間を延長してください。
- ・清水町集会所を存続して下さい。
- ・清水町地域に児童遊園を作して下さい。（保育園がたくさんできています）
- ・仲宿商店街大規模店舗は必要な自転車駐車スペースを確保させること。
- ・小豆沢通り、「志村四小前」信号と「赤羽北三」信号の間の交差点（路地）、小豆沢2丁目33・36番、小豆沢4丁目1・2番の交差点にゼブラゾーンをつけてください。

- ・志村坂上駅に自転車駐車を設置してください。
- ・板橋3丁目、本町、蓮沼町などにある井戸を、防災井戸にするよう働きかけていただきたい。また停電のときでも手動で動くように助成をしていただきたい。

バス停の新設、運行の改善について

①バス路線の延長・新設について

- ・ときわ台駅から板橋区役所経由の路線の新設してください。
- ・西武バスの（光31）（練高01）（練高02）において、「成増駅南口」と「朝日町都営住宅前」の間に、新たなバス停を新設してください。
- ・舟渡斎場前（舟渡4-14-6）に停車する路線を新設してください。
- ・練馬車庫発の石03（成増駅南口経由石神井公園駅ゆき）のバスを、光が丘公園東側から日大光が丘病院と都営地下鉄光が丘駅経由にしてください。
- ・稲荷台、加賀地域から、板橋区役所、東京都健康長寿医療センターへの路線を新設してください。
- ・山手通りの熊野町のバス停廃止に伴う不便の解消をしてください。
- ・高島平中央総合病院（高島平1-69-8）を経由する路線を新設してください。
- ・新河岸3丁目と駅をつなぐバス路線を新設してください。
- ・コミュニティバスりんりん号を新河岸3丁目へ延ばすことを検討してください。
- ・高島平地区から成増駅に向かう路線を延長し、「成増駅北口」から高台通りを右折し、川越街道を左折、赤塚新町3丁目交差点を光が丘公園方向に右折、赤塚新町小学校前を経由して日大光が丘病院、大江戸線光が丘駅に至る線（往復）のバス路線を新設してください。
- ・高島平地区から成増駅に向う線路の「六道の辻」から直進し、川越街道を左折、赤塚新町3丁目交差点を光が丘公園方向に右折、赤塚新町小学校前を経由して日大光が丘病院、大江戸線光が丘駅に至る路線（往復）のバス路線を新設してください。

②バス運行時間の延長について

- ・池袋駅東口発の池55（小茂根5丁目ゆき）、光02（光が丘駅ゆき）、練93（練馬車庫）のバスを夜10時台まで運行してください。
- ・板橋駅最終バスの発車時刻は土・日21:00、平日でも21:07、王子駅最終便に比し、30分早く終了する。運行時間の延長を。

③バス停等の改善について

- ・王22（王子～板橋駅～王子）の路線で「行き先表示」「バス停表示」を改善してください。
- ・区内のすべてのバス停について、屋根（雨よけ）、風よけ、ベンチの設置をすすめてください。なかでも、住民の要望がつよい次のバス停については、狭小地、地下埋設物などに対する特別の工夫もほどこして、早急の実現してください。
 - ◆ 環状7号線＝姥が橋、稲荷台、大和町、富士見都営住宅、中板橋駅入口、南常盤台、東山町
 - ◆ 「板橋1丁目」バス停に屋根の設置を。
 - ◆ 運行時間が不定なことが多いので、「現在運行場所、到着見込時間」表示の簡易電光掲示を。
 - ◆ 板橋駅に予定バスが到着して、運転手が交替や身づくろいが終わっても、乗車案内は発車直前（1～2分前）とする場合が多い。雨の日、寒風の日、待つ身はつらい。乗客に配慮ある乗車案

内を。

- ◆ 川越街道＝大谷口上町、下頭橋、常盤台入口、東新町一、上板橋一、桜川
- ◆ 中仙道・山手通り＝仲宿、上宿、大和町、清水町、蓮沼町、東坂下二
- ◆ 王 2 2 路線＝板橋四、板橋三、加賀一、十条住宅、板橋給水場、区境
- ◆ 熊野町循環路線（池 02）＝南町庚申通り、中丸町、熊野町、中丸町坂下、南町住宅
- ◆ 要町循環路線（池 03）＝南町住宅
- ◆ 池袋→光が丘路線（光 02）＝中丸町坂上
- ◆ 大山經由池袋行路線（赤 51 など）＝中丸町坂上
- ◆ 高島平、池袋路線（池 21 など）＝中丸町、南町庚申通り
- ◆ 国際興業バス路線＝板橋 1 丁目停留所（巣鴨信金前）
- ◆ 赤 5 1 ・ 5 7 路線＝仲町出張所前、栄町、板橋第三（中）
- ◆ 池 2 0、赤 5 6 路線＝高島平九
- ◆ 赤 0 2 路線＝大東文化大学、四葉町
- ◆ 東練 0 1 路線＝高島六の橋、高島第一（中）、新河岸都営住宅入口、グランド前
- ◆ 高 0 1 路線＝西高島平駅、高島第三（小）裏、高島平四、高島高校、赤塚公園、高島平警察署、
- ◆ 浮船 0 2 路線＝西台（中）、蓮根二、西台駅、地下鉄検車場、舟渡（小）、以上